

令和4年第4回砂川市議会定例会

令和4年12月6日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
- 延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

日程第 2 一般質問

辻 勲 君
武 田 真 君
小 黒 弘 君
多比良 和 伸 君

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君
議 員 中 道 博 武 君
佐々木 政 幸 君
飯 澤 明 彦 君
北 谷 文 夫 君
辻 勲 君

副議長 増 山 裕 司 君
議 員 多比良 和 伸 君
武 田 真 君
増 井 浩 一 君
沢 田 広 志 君
小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長 高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長 信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長 関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長 湯 浅 克 己
病 院 事 業 管 理 者 平 林 高 之
総 務 部 長 井 上 守
兼 会 計 管 理 者
総 務 部 審 議 監 安 原 雄 二
市 民 部 長 河 原 希 之
保 健 福 祉 部 長 安 田 貢 長
経 済 部 長 中 村 一 久
経 済 部 審 議 監 東 正 人
建 設 部 長 近 藤 恭 史
病 院 事 務 局 長 朝 日 紀 博

病院事務局次長	山田基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	板垣喬博
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田和興
指導参事	小林晃彦
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上守
-------------	-----

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村一久
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	斉藤亜希子
事務局係長	野荒邦広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第4号 砂川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 飯澤明彦君 (登壇) おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

1 2月5日に委員会を開催し、委員長に私飯澤、副委員長に武田真委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第4号、議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第9号、議案第12号並びに第1号の一般会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第4号、議案第7号及び第8号、議案第5号及び第6号、議案第9号、議案第12号、議案第1号を一括採決いたします。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は5名であります。

順次発言を許します。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） おはようございます。私は、大きく2点について一般質問をいたします。

1点目、市営住宅管理人と市建築住宅課の連携について。市の建築住宅課は、市営住宅入居者の管理に関する事務を良好な状態で維持できるよう指導する任務があると思います。その中で、入居者からも建築住宅課に対する要望などもいろいろ出てくるかと思いますが、入居者をまとめるのが自治会長や市営住宅管理人の役目かとも考えます。具体的に市営三砂ふれあい団地1号棟の自治会長から言われていることですが、52の戸数ありますが、そのうち5から6戸が空いており、なかなか入居になってこないとのこと。建築住宅課では修繕中との返答ですが、中には1年以上も空いているところもあり、それらの理由が自治会長にきちんと伝わっていないようです。自治会長としては、市営住宅の運営のこともあり、52の戸数が埋まらないと運営的にも厳しいとのこと。また、三砂ふれあ

い団地1号棟は駅裏で、まちに歩いて買物など行くにも大変便利で人気のある住宅です。入居者待ちの方がたくさんいるはずと入居者の方からも不信感の声があるようです。建築住宅課でも来年春頃までには入居され、空きがなくなるような話で対応されているようですが、自治会長は簡単にはいかないと納得がいていないようです。今回このことの内容も含め、他の市営住宅でも自治会長、市営住宅管理人の任務など、建築住宅課との決め事があると思いますが、良好な運営ができるよう自治会長や市営住宅管理人と建築住宅課の連携について伺います。

大きな2点目、砂川オアシスパークの利活用について。オアシスパークの利活用については、オアシスパークからゆめまちづくり協議会を中心に民間事業者に営利を目的とした占有が可能になったことから、民間活力を生かした、より効果的な利活用について協議、推進を進めてきているところです。このたびの協議会総会においても、滝川河川事務所よりかわまちづくり計画について示され、砂川遊水地管理棟の耐震化や協議会で要望されている飲食・物販等にも利用可能となるようにレイアウトの変更が計画されているところです。さらには、このたび行われました市議会懇談会においても、「オアシスパークの利活用について」とのテーマで活発なアイデアや意見等が出ました。このことを踏まえて、以下の点について伺います。

(1) かわまちづくり計画について、滝川河川事務所の説明によると、令和5年度の予定で誘導看板整備とありますが、どのようになるのか。

(2) 令和5年度の予定の管理用道路整備について意見を出せるのか。

(3) この「かわまちづくり計画」について、平成29年第2回市議会定例会で私の一般質問についての答弁で、構成団体等と協議を行いながら、市としての支援や国・道に対しての働きかけなど、必要な支援について検討するとのことでしたが、その内容について。

(4) 議会懇談会での意見の中でワカサギ釣りにたくさんの方が市外から来ているが、トイレが満杯でコンビニエンスストアなど遠くまで行っているが、パークゴルフ場のトイレを利用するなどできないのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 (登壇) それでは、私から大きな1と大きな2の(4)についてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな1の市営住宅管理人と市建築住宅課の連携についてご答弁を申し上げます。市営住宅管理人の業務につきましては、住宅及び共同施設の巡回点検業務、配付物の依頼、退去時の立会い、市との各種連携調整業務等であり、年間を通じて様々な業務を依頼しております。各団地に管理人を委嘱しておりますが、高齢や就労等の理由から担い手が不足し、現在6団地で不在となっており、これらの団地につきましては住宅管理上の伝達事項などを自治会長や町内会長など地域の代表の方にお伝えし、ご協力をいただくとと

もに、その他の管理人業務に関することは職員が直接対応しているところであります。

管理人との連絡調整につきましては、日常的に直接情報交換をしているほか、年1回全体の管理人会議を開催しておりますが、過去3年間はコロナ禍により書面開催としております。近年、個人情報保護法の改正により、市から管理人へ伝達できる入居者の情報は限定されておりますが、退去時の立会いも含め、空室の状況につきましては一定の情報共有を行っております。

ご指摘のありました三砂ふれあい団地1号棟につきましては、現在管理人が不在となっており、入退去に係る情報共有等は行っておりませんが、立地条件もよいことから、待機者も多くなっているところであります。また、同団地の1部屋につきましては、現在用途廃止、解体除去を進めている宮川団地入居者の移転用に確保してきた経過もあり、長期間空室となっていたところであります。同団地は、単身者向けの1LDKと世帯向けの2LDK、3LDKが混在しており、それぞれの待機状況が違うことから、空室の発生が必ずしも待機者の減少に結びつかない状況にもなっております。

退去後の空室、修繕につきましては、比較的新しい団地の場合、内装工事等を業者発注するケースが多くなりますが、市内で対応できる業者が限られており、近年は他の民間リフォーム工事等も増加していることから、修繕に時間を要する場合が増えてきております。

市営住宅の管理につきましては、建物や共同施設の管理に加え、収入申告や入退去時等の様々な事務手続、各種修繕、その他の連絡、要望事項等もあることから、管理人の委嘱は欠かせないものであり、また空室状態は市としてもできる限り速やかに解消すべきものと考えております。

今後におきましても、各団地の管理人の確保と円滑な情報交換に努め、管理人不在の団地につきましても各自治会、町内会と連携を図り、良好な住環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2、砂川オアシスパークの利活用についての(4)ワカサギ釣りにたくさんの方が市外から来ているが、パークゴルフ場のトイレを利用することができないのかについてご答弁を申し上げます。砂川パークゴルフオアシスコースに近接するオアシスパークのふれあい広場管理センターのトイレは、公園やパークゴルフ場の利用者のものであり、冬期間の利用を想定しておらず、暖房設備等がないため、冬期間は水道設備の凍結防止を図り、閉鎖している状況にあります。冬期間使用するためには、施設の改修が必要となり、また新たな維持管理が生じますので、現状では冬期間の使用については考えていないところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から大きな2、砂川オアシスパークの利活用についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)砂川地区かわまちづくり計画における令和5年度予定の誘導看板整備に

ついてご答弁申し上げます。かわまちづくり計画につきましては、市町村民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す国の取組であるかわまちづくり支援制度への登録の条件として策定が義務づけられているものであり、登録された場合、国においては計画に基づく施設整備が行われるとともに、市町村及び民間事業者は地域が行うソフト事業に必要な情報提供を受けることができるものでございます。本市では、平成30年3月に砂川オアシスパークを指定区域と指定登録が決定し、令和元年度から国の事業によりオアシスパーク内の多目的広場、親水護岸などの施設整備が進められているところでございます。誘導看板整備につきましては、令和5年度に設置が予定され、観光客が訪れやすい環境整備を目的に、オアシスパークまでの経路をより分かりやすくするものであり、国道12号及び道道砂川奈井江美唄線に新たな看板を設置するほか、既存の看板につきましても標示内容を変更するとのことであります。

続きまして、(2) 令和5年度予定の管理用道路整備について意見を出せるのかについてご答弁申し上げます。管理用道路の整備につきましては、砂川地区かわまちづくり計画に基づき、国において令和5年度に実施が予定されているところであり、オアシスパーク湖面沿いの管理用通路の一部が排水施設により途切れ一周することができないことから、サイクリングコースや散策路として利用しやすい環境となるよう、当該箇所を接続する整備を行うものでありますが、既に令和5年度の着手に向けて設計を終えており、市やオアシスパークからゆめまちづくり協議会が設計の変更などに係る意見を出すことは難しいとのことでございました。

続きまして、(3) 市としての支援や国、道に対しての働きかけなど、内容についてご答弁申し上げます。平成29年第2回市議会定例会において、市としての支援や国、道への働きかけを行っていく旨の答弁をしているところでありますが、その後オアシスパークからゆめまちづくり協議会設立準備会であった組織が平成30年1月に砂川商工会議所、砂川観光協会、新砂川農業協同組合、砂川スイートロード協議会、砂川青年会議所、砂川市インバウンド受入協議会、あじさいの会、石狩川下覧権、NPO法人オアシス、滝川河川事務所及び砂川市の11団体により正式にオアシスパークからゆめまちづくり協議会として設立され、オアシスパークのさらなる利活用を促進し、まちの活性化・元気創生に寄与することを目的として活動が継続されているところでございます。この間、国とは砂川地区かわまちづくり計画の策定や計画のかわまちづくり支援制度への登録、オアシスパークや遊水地管理棟において民間事業者の営利を目的とした利活用を可能とする都市地域再生等利用区域の指定に向けた連携を図ることでオアシスパークの魅力向上につながる施設整備が行われるとともに、ソフト事業を行う上で民間事業者が参入しやすい環境が整ったところであります。北海道との連携につきましては、砂川地区かわまちづくり計画を推進する中で道道の誘導看板整備を進めるための協議を継続しており、市につきましては令和3年度に遊水地管理棟の駐車場拡張工事の実施がオアシスパークの利活用促進につながっ

ているところでございます。今後におきましても、国、道、オアシスパークからゆめまちづくり協議会と連携し、オアシスパークの効果的な利活用に向け市として協議検討を進めてまいります。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2回目、団地の連携についてということですが、今三砂ふれあい団地のことについても答弁いただきましたが、この機会に三砂ふれあい団地全体の待機状況についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいま三砂ふれあい団地の待機状況についてということでご質問がございましたので、ご答弁を申し上げたいと思います。

三砂ふれあい団地につきましては、現在単身者向けの1LDK14戸と世帯向けの2LDK28戸、3LDK10戸の計52戸の団地でありまして、各世帯別に申込みを受け付けているところでございます。現在空室となっております1LDK2戸と2LDK4戸の計6戸の修繕を現在進めているところでございまして、待機者のうち入居条件の合う5世帯が間もなく入居する予定となっているところでございます。これ以外の待機者につきましては、1LDKを希望している方が7世帯、3LDKを希望している方が4世帯で、計11世帯が現在待機している状態でございます。今後退去による空室が発生した場合には、速やかに修繕等の対応を図り、待機者の入居につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、管理人との連携の3回目なのですが、管理人のいない団地における自治会や町内会、先ほどおられないというところも、空いているところもあるということなのですが、管理人のいない団地における自治会や町内会との連携について、いま一度お伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ただいまご質問のございました管理人の現在いない団地におきます自治会、さらには町内会との連携についてということでご答弁を申し上げたいと思います。

管理人が不在となっている団地につきましては、随時市では募集をしておりますが、担当の係では心当たりのある方をお願いをするなどして不在の解消に努めているところでございますが、なかなか現実としては委嘱するまでには至っていないところでございます。現在管理人が不在の団地におきましては、各地域の実情に応じまして自治会や町内会の代表の方、役員の方などご相談をさせていただいた上で、各団地における管理上の連絡事項等をお伝えし、周知活動などご協力をいただいているところでございます。

先ほど1回目の答弁でも触れさせていただきましたが、団地の管理人につきましては市

から委嘱の上、各業務を依頼しているため、自治会や町内会の方にご協力を依頼する場合、管理人への依頼内容とは異なる場合がございます。個人情報保護法の関係もございまして、団地入居者に関する情報の情報提供には一定の制約がございますが、自治会や町内会の皆様には今後とも団地の管理運営など様々な面でご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、良好な団地の住環境維持のためにも現状に応じた連携に今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今部長から答弁いただきましたので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、市営住宅管理人と市建築住宅課の連携については終わりました、オアシスパークの利活用について、2回目の質疑をしていきたいと思います。

今までずっとオアシスパークの利活用については、私以外の議員の方もいろいろ質疑をして、子どもの国、そしてこのオアシスパークの2つの資源、観光資源ということで私もかねてから関わっていることから、今回もぜひ一般質問をさせていただくのですけれども、まず私、できることからやっていかないかと思っております。せっかくの機会ですから、先ほど1回目の質問でも言いました議会懇談会でもオアシスパークからゆめまちづくり協議会の事務局から説明をしていただきまして、そして青年会議所とかオアリパの方々にも参加をさせていただいて、すばらしいアイデアが出ましたので、紹介をさせていただきながら質疑をしていきたいと思いますのですけれども、まず議会懇談会の中でも出てきておりました(1)の問題ですね、(1)の件の誘導看板整備について、これは先ほど部長が今後の道との要望していく中でもしっかり取り組んでいくという、この誘導看板のことなのですけれども、実はこれは懇談会の中でも、砂川は道の駅がないので、川の駅としたらどうだということも、これはゆめまちづくり協議会の中でもそういうことが出ておりますし、私もそういう提言というか、そういうお話もずっと一緒に関わってしてきたところなのですけれども、このことについて、せっかく誘導する看板整備なので、市外から来るということも、ぜひこのオアシスパークは大事ではないかということも議会懇談会の中でも出ておりましたけれども、詳しく誘導看板整備について、どのように今進めようとしているのか。ゆめまちづくり協議会と一緒にやっていくのでないかと思うのですけれども、いま一度この点についてお伺ひしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 誘導看板の整備ということでございます。

1回目のご答弁でもお答えしたとおり、この件につきましては令和5年度に実施予定ということでお伺ひをしておりました、その看板のデザインであるとかレイアウト等につきましては、国からは協議会の中でというお話もございまして、次回開催される予定の協議会の中でもそういったお話は出るのかとは思ひます。市も入っておりますし、観光協会

や商工会議所、青年会議所等、オアシスパークの利活用に関係する団体やその他の観光関連団体等メンバーに入っておりますので、こういった議論につきましては協議会の中で十分に検討して国にお伝えをするような形を取りたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今部長から誘導看板について答弁いただいたのですが、実は経済部長は分からないかもしれないのですが、令和2年だと思っておりますけれども、滝川河川事務所が「砂川オアシスパークの利活用に向けた取り組み」パネル展を2か所、ゆうと、それからオアシスパークで展示したのです。そのときに、私が川の駅にこだわっているのですけれども、川の駅という看板デザインも出まして、これを令和5年に予定していますよということで、ハード整備の部分で出てきているのです。今言った道路の誘導整備のことも入っていますし、①何々、②何々ということで、⑦にその看板、きちんと写真が出て、私のスマホに入っています。それがいつだったかなと思ったら、そのときにちょうどワカサギ釣りの案内もあって、令和2年2月8日と出ていたものですから、多分令和2年だと思っておりますけれども、このときに2か所でそういう展示をやって、これはもう川の駅になっていくのだと私は思いました。多分市民の方、市外の方も見ているはずですから、恐らくそう思ったのではないかと思うのですけれども、ぜひこの点については、しっかり滝川河川事務所と……。では、なぜあれを出したのかということなのです。たまたまパネル展示で宣伝するために例として出したものなのかということ、私はそこを聞きたいと思うのですけれども、いま一度その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 令和2年のパネル展は私は行っておりませんので、その部分については分からないところもあるのですけれども、かわまちの計画の中でもイメージをずっとして、そういった一例として川の駅の標示のある写真も加わっているものも私見ておりますので、そういったことは十分承知しております。ただ、実際にこの看板が令和5年度、来年度に整備されるということにつきましては、これから協議会と打合せをさせていただきながらというお話をお伺いしておりますので、その具体的な内容につきましてはその機会に協議、検討されるものと考えております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今の点につきましては、ゆめまちづくり協議会が中心になっていくという部分もあるかと思うのですけれども、一応そういうこともあるので、ぜひこの点については私は先ほど申し上げたように、そのようにパネル展で出たわけですし、もうそうなるものだと思っていたのですけれども、そういうことがあるので、ぜひこの点についてもしっかりその協議会の中に入れて検討していただければと申し上げておきたいと思っております。

それから、懇談会の中ではいろいろな話が出ておまして、例えばゴーカートの跡のところの利活用についても、例えばドローンのレースができないとか、あるいはペダルの

ない自転車レース、子供を集めるためにいいのではないかと、AからEまでの5つのグループで、全体でそのことについて話し合っているものですから、いろいろな意見が出ているのです。そういう意味で、ゴーカートにしてもそういう、パークゴルフをやる方の要望も出ていたみたいですが、パークゴルフ場は今あるので、雨降ったときにどうかという話も出ていましたが、私は今すぐでもイベントとしてできるようなゴーカートの場所についても、そういうことを取り上げてほしいと思うのです。そういう意味では、オートキャンプ場とかの話は、これはもう協議会の中でもずっと出ておりましたけれども、これもなかなか難しい部分もあるのかとは思っているのですけれども、そういうことが団体の中からも出てきている。オアシスパークは景色がいいという話がどの団体からも出ておまして、それからゴーカートについてもそういう状況があるのですけれども、今急に私そういう懇談会の中から提言したのですけれども、そのようなことはできるところから、ゴーカートもせつかくその跡地があるわけですから、すぐ整備するとかどうかという問題でなくても、できなくてもやれることからやるということができるとはいえないかと思うのですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 オアシスパークの利活用について、できるところからということでございます。この前11月、先月行われました協議会の中でもいろいろなお話を出されているということでございまして、管理棟も1回目のご答弁でもお話をしたとおり、利益を得る、そういった活動もできるようになったということで、9月には雑貨展を行ったグループもございまして、観光協会が主催しましたマラニックの際にもそういった物販等のことで取組をされている、そういった方は既にもういらっしゃるわけでございます。協議会の中でも、今後冬のシーズンに向けてワカサギ釣りで市外の方も含めて多くの方が利用されているということもございまして、コロナの状況も一段落といたしますか、感染は続いておりますが、今年のシーズンはトイレも空いていましたので、そういったところも含めて管理棟も使えるのだとすれば、ワカサギ釣りの際に物販等の事業も取り組めるのではないかと観光協会からもお話を聞きながら、どういったことができるのかというのは常に考えていかなければならないと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 オアシスパーク、いろいろと連携という中でいろいろなことができるかと思っているのです。実際にイベントもいろいろ行われておりますし、各行っている団体が連携を取っていければ、それでいいのではないかとも思うのですけれども、例えば昨日市長が行政報告をされたように、SuBACoの電動自転車、あれだって84人ですか、この中でもあったし、そういうところが、あれは滞在型だということで自転車でまちを乗ってもらうという部分で、オアシスパークも貸し事業をやっているしということで、懇談会の中ではオアシスパーク、子どもの国、自転車ロードとか、あるいは道道と今なってい

るサイクリングロードがありますけれども、そこと連携を取るとか、いろいろないい話が
いっぱい出てきているのですが、そういったことを今後、大きく3点目の質疑になります
が、実行部隊が大事だと思うのですが、それぞれ連携を取って、今現にイベント等
もやっており、マラニックの話も部長から出ましたが、これから、先ほどゴーカートの話
もできることからという私も話をしたのですが、そういったことをやっていくのは民間団
体が主でしょうし、市と連携をしていく、協議会とも連携をしていくということだと思
うのですけれども、そういう人たちが例えば、事務局は観光協会ですから、パンフレットで
とにかく遊水地でやる事業については、その11団体含めたいろいろな団体にチラシを、
そういうイベント、年間の出しますよとか、そういった実行部隊が大事ではないかと思
うのですけれども、この考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 管理棟含めてオアシスパークの有効な利活用といった場合、民
間の方々であったり観光協会のほか、関係する団体等たくさんあるかと思えます。そう
いった中での情報の共有というお話かと存じます。今は年1回、2回の協議会ですので、
そういった場面を通じてということでは少し少ないのかと感じているところもございます。
今後国のハード整備も進み、市の、市といいますか、地域のソフト事業の件についても進
めていく考えではございますので、そういった関係団体、広く有効活用については情報
をお知らせして、それぞれ連携した中で市外のお客さんですとか、市民の方々も当然ですが、
楽しんでもらえるような、そういった活用につなげていきたいと考えているところでござ
います。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 先ほどワカサギ釣りのときにトイレが満杯になっていてコンビニエンス
ストアなどに行ったとかという、これは私、市民の方からもトイレ、代わりにできないか
とか、今回の議会懇談会でもその話が出ていたので、質問の中に入れたのですけれども、
部長から先ほどお話がありまして、冬は使えないよという部分で、コロナもあったから管
理棟のトイレが使えなかったのかもしれないということもあって、あれかなとは思って
すけれども、そこが無理であれば、その代わりになるような、例えば簡易トイレみたいな
ということも議会懇談会では出てきたのですけれども、例えば河川事務所とその辺検討し
ていかれるという考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 ワカサギ釣りの際のトイレの充実ということで、私からご答弁
をさせていただきたいと思えます。

現在オアシスパークでのワカサギ釣りにつきましては、例年気温が下がり、遊水地水面
の氷が厚く氷結する、およそ1月中旬から2月末にかけて釣り場を開放されているところ
でございます。開放期間におきます釣り人のトイレの利用につきましては、これまで管理

棟のトイレを利用させていただいているところでございますが、昨シーズンにつきましては新型コロナウイルス感染拡大によりまして、北海道におけるまん延防止等重点措置が発令されたことから、1月の下旬から管理棟の閉館によりトイレを利用することができなかったということで、釣り人の皆様にご不便をおかけしたところでございます。

しかしながら、これまで管理棟のトイレを通常開放している場合は、混み合うことなどはあまりなかったと承知しているところでございます。また、議員から、例えばトイレが満杯になるので、屋外に簡易トイレを設置することもできないかというお話がございましたが、やはり冬期間ということで簡易トイレを設置いたしますと、どうしても凍結の心配がございます。また、電気を引くにしても、湖面の下まで電気を通すのはなかなか難しいかと思っておりますので、引き続き今後の利用状況等を見ながら、滝川河川事務所の方と相談をさせていただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 最後ですけれども、今分かりました。トイレの関係についても、今部長から答弁いただきまして、理解をいたしました。

オアシスパークからゆめまちづくり協議会ができたことによって、いろいろな整備も進んできているというのは事実だと思いますので、そこを中心にして、先ほど私が今までに質問した内容について、ぜひ検討しながら、連携を取りながら、さらにオアシスパークが発展していくようお願いしたいと思っております。一般質問を終わりたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1、市職員による市税等の横領事案に対する対応等についてであります。先般、市職員による市税等の横領行為が発覚し、当該職員は令和4年11月16日付で懲戒免職、さらには刑事告発等の準備も進められているところです。本事案に対する市民の怒りは当然であり、失われた信頼を回復するためには、多大な労力と時間を要するものと考えます。今後捜査機関による捜査及び地方機関による断罪が行われるとは思いますが、本事案については捜査機関による捜査とは別に外部委員等を加えた調査委員会等を設置し、本事案の関係部署だけではなく、全庁的な職員の法令遵守意識及び職務に係る倫理の認識等について、市が独自に調査・分析することも実効性のある再発防止策制定に必要であると考えます。また、本事案を踏まえ、既存の職員の人材確保方法、職員研修計画及び人事評価制度等についても抜本的な見直しを図る必要があると考えます。そこで、次により伺います。

(1) 全庁的な再発防止策の具体的な取組状況等について。

(2) 外部委員等を加えた調査委員会等設置の考えについて。

(3) 職員の人材確保方法、職員研修計画及び人事評価制度等の抜本的な見直しの考えについて。

大きな2、職員倫理条例の制定等についてであります。職員倫理条例とは、地方公務員の倫理について規定した条例であり、倫理規則の制定、利害関係者からの接触等の制限や禁止、事業者等からの贈与等を受けた職員の報告、不当要求拒否義務、公益通報義務及び条例に基づき調査等を行う機関の設置等の項目から構成され、都道府県では北海道が平成9年4月3日に公布した北海道職員の公務員倫理に関する条例が初めてであるとされています。なお、平成12年4月1日の国家公務員倫理法施行以降、職員倫理条例を制定する自治体が増加しており、条例の名称については職員倫理条例以外にもコンプライアンス条例等、各自自治体で様々です。砂川市においても、市職員による市税等の横領という前代未聞の不祥事を受け、失われた市民の信頼を回復するためにも早急に職員倫理条例を制定すべきであると考えます。そこで、次により伺います。

(1) 市職員の倫理の保持状況及び倫理の保持に関して講じた施策の状況等について。

(2) 職員倫理条例制定の考えについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) それでは、順次ご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、市職員による市税等の横領事案に対する対応について、(1)全庁的な再発防止策の具体的な取組状況等についてご答弁申し上げます。このたびの市職員による市税等の横領事案については、これまで積み上げてきた市民からの信頼を失墜させる重大な不祥事として厳粛に受け止めており、今後二度とこのような不祥事を発生することのないよう再発防止に向けた全庁的な取組を進めていかなければならないと考えているところであります。本事案の発生は、当該職員の公務員倫理に関する意識の欠如が大きな要因であります。本事案の発生は、当該職員の公務員倫理に関する意識の欠如が大きな要因であります。本事案の発生後には、市長及び副市長より全職員に対し事務管理体制、公金等を取り扱う場合の留意事項、綱紀肅正等について徹底を図り、事案が発生した部署においては直ちに会計処理に関わる管理体制の強化を図ったところであります。

今後においては、このたびの不祥事での教訓を生かし、服務規程や公務員倫理についての意識を高めるための服務倫理研修及び管理監督者のマネジメント能力の向上を図るためのコミュニケーション研修や組織マネジメント研修など、職員研修の充実強化に取り組む必要があると考えております。あわせて、日頃から職場内の円滑なコミュニケーションを促進し、職員が上司に相談できる面談の機会を増やすなど、誰もが相談しやすい職場環境を整えること、不祥事の発生を未然、早期に把握、是正するための有効な仕組みである内部通報制度の導入に向けた検討も必要と考えております。このような取組を通じて、職員一人一人がより高い倫理観を身につけ、コンプライアンス意識の向上を図り、万が一にも不祥事を起こしてはならないという当事者意識を持つとともに、今回の事案のような不祥

事がもたらす結果や影響の重大さを認識しながら、失われた信頼の回復に向け組織一丸となって再発防止に向けた取組を進めていきたいと考えているところであります。

次に、（２）外部委員等に加えた調査委員会等設置の考えについてであります。本事案につきましては不祥事の発覚後、直ちに副市長を委員長とする職員懲戒審査委員会を開催し、市民部長を委員長とする調査委員会を設置した中で本事案の全容を把握するため当該職員への事情聴取や事実確認作業等の内部調査を行い、顧問弁護士に都度相談しながら対応を図ってきたところであり、事案発生の原因の解明や再発防止策についても協議したところであります。一部自治体においては、職員の不祥事が発生した際に公正、中立な立場から対象事案を調査分析するため、弁護士や公認会計士など有識者を委員とする外部調査委員会等を設置し、事務処理、組織体制、チェック体制、職員のモラル、相談体制、組織風土などの問題点の洗い出しや原因究明を行い、改善策及び再発防止策等について報告や提言をいただいている事例があることは認識しているところであり、調査研究を努めるとともに、今後講じていく再発防止策を実効性の伴うものにしていきたいと考えております。

次に、（３）職員の人材確保方法、職員研修計画及び人事評価制度等の抜本的な見直しの考えについてであります。初めに職員の人材確保方法につきましては、平成21年2月に策定し、令和4年3月に改定している砂川市人材育成基本方針において、これからの時代に求められる職員像として、1、市民に信頼され、自律的に行動する職員、2、職員としての使命感を持ち、職務を遂行する職員、3、行政環境の変化に柔軟かつ的確に対応する職員、4、政策形成能力と職務に対する専門知識を持つ職員と定め、職員採用はこの職員像を目指し、人材育成を行う出発点と考え、砂川市で働くことについて様々な情報を積極的に発信し、行政を目指す優秀な人材の確保に努めるとともに、採用試験については知識重視の採用から、人物、適性重視の採用へ見直しを行い、実施しているところであります。

次に、職員研修計画につきましては、先ほど申し上げた人材育成基本方針を効果的に推進するため毎年度作成しているものであり、業務を遂行する上で必要となる専門知識、技術の習得をはじめ、政策形成能力等の向上を図るための内部研修の実施のほか、自治大学校、市町村アカデミー、市町村職員研修センター等が実施する外部研修への参加により、職員の人格及び教養を高め、市民全体の奉仕者にふさわしい見識と実践力を養うよう、計画、実施しているところであります。

次に、人事評価制度につきましては、地方公務員法に基づき、職員の能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進するため、平成28年4月から導入しているところであり、各職員により求められる能力に違いはあるものの、全ての職員に求められる標準職務遂行能力として全体の奉仕者として高い倫理観を有し、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規程を遵守し、公正に職務を遂行することができることを掲げ、能力評価の評価項目と

して運用しているところであります。このような取組により、これまで職員の人材育成を進めてきたところでありますが、このたびの不祥事を踏まえ、現在の取組やその効果について改めて検証するとともに、職員がより高い倫理観を身につけ、コンプライアンス意識の向上につながるためには何が必要か、何を改善すべきか、他の自治体における様々な取組事例を参考にしっかりと見直しに向けた検討を進めていきたいと考えているところであります。

続きまして、大きな2、職員倫理条例の制定等について、(1)市職員の倫理の保持の状況及び倫理の保持に関して講じた施策の状況についてご答弁申し上げます。職員の倫理の保持の状況については、倫理に関する条例等が既に整備されている他の自治体においては、利害関係者との禁止行為の例外に関する届出の状況や贈与等の報告についての状況等に関して調査を行い、公表している事例もありますが、本市ではこれらの状況の把握は行っておらず、地方公務員法で義務づけられている人事行政の運営等の状況の公表により市の人事行政の透明性を高め、その公正性の確保を図ってきたところであります。

次に、倫理の保持に関して講じた施策の状況等についてであります。入庁前の事前研修をはじめ、勤務年数や役職に応じ、地方公務員法を中心とした研修を実施し、職員の倫理意識向上に努めているとともに、年末年始やお盆の時期は全職員に対し綱紀粛正の文書を発出することで、市民から疑念や不信を持たれないような行動を求めるなど、個別の措置を講じたところであります。

次に、(2)職員倫理条例制定の考えについてであります。既に条例を制定しております他の自治体の職員倫理に関する条例においては、主に職員倫理の原則、公益通報制度、不当要求行為に対する対策、贈与等の報告、第三者委員会の設置等が規定されており、職員の職務に関わる倫理を保持することで市民の疑念や不信を招く行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することが目的とされております。また、国家公務員倫理法においては、地方公共団体に対し法の規定に基づく国の施策に準じて、倫理の保持のための必要な施策を講じるよう努めなければならないと規定されているところであります。本市においては、現在職員倫理に関する条例等を制定しておりませんが、このたびの不祥事の発生を踏まえ、失われた市民の信頼回復を目指す上では、不祥事の防止や違反行為等の抑止、チェックの仕組みづくりが不可欠であると考えております。これらの仕組みづくりは、様々な角度から検討が必要であり、多大な時間を要するものであることから、先進自治体の条例等について調査研究を行い、本市における公務員倫理の確立に向け取組を進めていきたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思いますが、まず大きな1からなのですが、先ほどの答弁であったとおり、再発防止策にしっかり取り組むというお話だったと思うのですけれども、当然議会議員としても、場合によっては市民の協力を得ながら砂川市の行政の信頼回復に取り組んでいかねばならないと私も認識しております。

まず、細かい部分で確認していきたいと思うのですけれども、関係部署における事務の改善については、既に社会経済委員会でも報告等を受けておりますので、それはしっかり対応されているのかなと思うのですけれども、まず全庁的な部分の改善ということで、先ほども答弁にもあったのですけれども、公金の取扱い、恐らく全庁的に現金を取り扱ったり公金を取り扱うという仕事があると思うのですけれども、この辺、公金の取扱いについて、今後具体的にどのような対応をされていくのかについて、まず確認したいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 事件、事故発生から、まず職員全員に対しまして、市長からの訓示、副市長から事務管理体制、公金を取り扱う場合の留意事項、それから綱紀肅正等についての徹底ということで訓示をしました。それから、事件が発生した部署においてはもちろん、それ以外にも会計処理に関わる管理体制の強化を図るべく通知をしたところでございます。記者発表もありましたけれども、11月17日に公金等を職員が取り扱う場合の留意事項の徹底ということで、副市長から全職員に文書、デスクネットで庁内に発信しております。中身については、6項目ほど項目を上げておりますけれども、もちろん現金領収証書を取り扱うときの留意事項であったりとか、レジスターがある部署もありますので、そういったものの直接現金を収納する場合の関係も訓示をしてございます。それから、私ども市の職員が各関係団体の事務局をやっていることも結構ありまして、準公金等の取扱いなんかもそれぞれ出納事務について単独で行うのではなく、複数名で行うということも訓示といたしますか、通知をしまして、徹底を図っていただきたいという形でお話をしたところであります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 公金の取扱い、非常に重要な論点の一つかと思って、先ほど準公金のお話もありましたが、こういう事態が起きた場合、公金の取扱いについて整理するのは当然かと思うのですけれども、今のところ聞いた限りでは何項目かの通知等というお話だったと思うのですけれども、これは私思うに、もう少し具体的にきちんと内規等で整理されたほうがいいのかと思うのですけれども、それらについて、そうした内規等の整理をする予定があるのかどうかと、もう一点、今般の事例で、公金の取扱いに問題があったというのは当然のことなのですけれども、今後捜査でも明らかになるのかとは思うのですが、公文書の取扱い、極めてずさんな点が幾つかあったと私は認識しているのですけれども、当然

公金の取扱い以外の公文書の取扱いについてもきちんと整理すべきかと思うのですが、この辺、先ほどの答弁では公文書の取扱いはなかったところだったのですが、これもどのように整理されていくのかを、この2点、まず伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 公金の取扱いに問題があったということで、この事件が発生してしまいましたけれども、事件の経過は方法の中に非常に稚拙という形もありまして、現金に直接携わる者が現金を直接着服してしまったということでして、昨今の全国的に事件が起きているような非常に巧妙な方法ではなくて、非常に短絡的なものでありますので、逆に言えばその防ぐ方法というのは、それぞれの倫理観に委ねられるところも多くあるのですけれども、かといって事件が発生してしまいましたので、それをそのまま見過ごすわけにもいきませんので、現金の管理につきましては複数名等で行うという形で、細かいところは今回ここで紹介しませんけれども、通知をしたところであります。

それで、それに関するマニュアルですとか要綱ですとかというものにつきましては、今後どういったものが必要なものかについてつくっていかなければならないのですが、現金領収証書の現金分任出納員という形の職務はもともとございまして、そこは一定程度決まり事はつくられてございます。職員百九十数名おりますけれども、現金分任出納員の発令をしている者は庁内、庁外も含めて50名弱、47名だったかおりまして、それは総合体育館ですとか公民館ですとか、そういうところも含めまして、またごみ処理ですとか、そういうものは現金分任出納員という形でおりますので、そういった者については今一定の決まり事の中で動いてございます。それよりも、もう少し必要なものがあるということであれば、今後整備していかなければならないと考えております。

それから、公文書の改ざんということも見受けられるのではないかというご指摘もありました。こういったものも、私ども公文書の中で仕事をしておりますので、これを改ざんといいますか、改変しますとか、そういうことであれば、非常に重大な事件が起きますけれども、こういった事件が実際に起きてしまいましたので、今後どのような方法がいいのか検討していかなければならないと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 何かと役所は文書主義だとやゆされるところでありますけれども、文書が一番重要な部分だというのは変わりませんので、今般の事件、恐らく今後いろいろな情報が出てくるとは思うのですけれども、公文書の取扱いについてはしっかりやっていただきたいと思います。

あとは、公金の管理については、今後何か進めていくという考えだと思っておりますので、しっかり内規、マニュアル等を整備していただきたいと思っております。

(2)の外部委員を含めた調査委員会ということでありますけれども、答弁でもあったとおり、こういう事件が起きますと、有識者を入れた委員会等を設置するのが定番の流れ

なのですけれども、今般調査委員会、市でも独自に設置していると伺ったのですが、具体的に聞き取れない部分もあったので、具体的にどのような調査メンバーで、どういうスケジュールで進めていくのか等、もう少し具体的な点の部分について伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 外部委員等を加えました調査委員会の設置の考えということで、10月27日の不祥事が発覚後、それぞれ連携もありましたけれども、内部調査をしながら、一方では警察との連携、それから顧問弁護士との連携もしながら、できるだけ早く総務部総務課内で調査もしながら、現場とは情報提供いただきながら、また元職員とのコンタクトも取りながら進めてまいりました。

その中で、外部委員の必要性があったかどうかというのは、今後といたしますか、どこまでが必要かということは考えていかなければならないことでありますけれども、現在人材といたしますか、外部機関ですね、そのところに顧問弁護士等々がいるものと、弁護士や会計士さんというのは有識者の委員も入れなければいけないということもあるのですけれども、人材の不足ということもございまして、市内にそういった方が多くおられないということもありますので、こういった事件が起きたときに迅速な対応ができるのかどうかということも含めて検討していかなければならない問題なのかと思っております。ですので、メンバーにつきましては、弁護士、公認会計士などの有識者の方を委員に入りたいと思っております。今回の調査委員会は、市民部長を委員長とする調査委員会を設置してございます。

○議長 水島美喜子君 総務部長、スケジュール……

総務部長。

○総務部長 井上 守君 申し訳ございませんでした。

スケジュール感ということもありまして、10月28日の発生からここまでいろいろと調査してきましたけれども、今後なるべく早い段階で……

[何事か呼ぶ者あり]

調査委員会のスケジュールですね、すみません。市民部長を委員長とする調査委員会の設置は、事件発覚後、直ちに調査委員会を設置しまして、11月14日でしたか、それまで懲戒審査委員会がありましたので、それまでの報告をもって調査を完了したといえますか、一段をつけたという形になっています。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、市民部長を中心とした委員会については、もう現在解散して機能していないということなのかの確認と、私としては外部委員会にはこだわりがないと言ったら変な言い方なのですが、要はその調査に公平性、中立性を担保できれば、どのような形式でも私は正直構わないと思っております。再発防止の背景と、分析ができればそれで別に構わないと思っておりますけれども、その辺しっかり、解散した

のか、もしかしたら一時休止なのかは分からないのですけれども、調査委員会の役割として、事実関係を確認して終わりなのか、例えばそうした背景を分析する役目等はどうなのかという点について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 懲戒審査委員会が事実確認のための部長を中心とした調査委員会でございますので、事実確認ができた段階で一定の段をつけたということで解散してございます。

○議長 水島美喜子君 あともう一つですね、調査委員会の役割ということでお願いいたします。

○総務部長 井上 守君 事実確認をするというのが役割ですので、それが終了した段階で役割は一旦その段は終わっているということで解散してございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 繰り返しになるのですけれども、私外部委員会を必ず設置せいと言っているつもりではないのです。要は、先ほども言ったとおり、公平性と中立性を保ちながら状況を分析できるような調査があれば、どのような形式でも私は構わないという話なのです。今の答弁だと、事実関係調査して、おしまいですよということになりましたら、事案の背景等を細かく私分析するのは難しいし、私自身の経験で、こうでないか、ああでないかとは言えるのですけれども、それは今はやりの言葉で言えば、それはあなたの感想ですよで終わってしまうのです。そうならないためには、ある程度客観的な事実というのを把握しないと、通告に書いているとおり実効性のある再発防止策策定にはなかなかならないのかと思うのです。この辺、もう少し実効性のある再発防止策を考えるのだということであれば、もう少し深掘りした調査分析というのが必要であって、それが外部委員を加えた調査委員会なのか、市独自の調査委員会、外部の顧問の弁護士の方を入れた調査委員会なのかどうかは分からないのですけれども、この辺もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 事件発生から、事実関係をつかむために市民部長を委員長とする調査委員会を設置しまして、その事実関係をつかんだ中で懲戒処分をしたと。これについては、懲戒処分をするための委員会でございまして、私勘違いをしました答弁をしてしまいましたけれども、本来は事件の原因究明のための外部の意見という形のご質問かと思えますけれども、その問題の洗い出しですとか改善策、再発防止策を外部の方の意見も取り入れながらしていかなければならないということにつきましては十分理解をしてございますけれども、前段私もお話をしましたけれども、なかなか弁護士ですとか公認会計士さんですとかという方が数多くおられていないこともありまして、それからこういった事件はどうしても事件が発生してからの動きとなりまして、懲戒処分の部分まで行き着きまし

たので、今後そういった方たちが必要なものかどうかも含めまして、他市の状況も見ながら研究していきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 なかなか微妙にかみ合わないと思うのですけれども、かみ合っていないのですけれども、私2回目の質問でも道庁の倫理条例の話をしたと思うのですが、私当時その中にいた当事者の一人として、いろいろ当時の状況を見ているのですけれども、条例制定前に、私の記憶では全職員に対するアンケート調査を実施したのです。細かい話は当然覚えていないのですけれども、記名式のアンケートで、私記憶にあるのは自由記載欄だけ記憶にあって、忌憚ない意見をという欄があって、それに組織の風土が悪いと、風通しが悪いということを書いた記憶があって、それについて上司と議論した記憶があります。それで、そこだけ覚えているのですけれども、それが条例制定前の大体平成8年頃だったと思うのですが、要は先ほども組織風土の改革という話もあったと思うのですけれども、それはどうも分からないのです、我々議会議員から、外からはですね。要するに中の人たちがこの辺しっかり議論したり情報を集めた上で客観的な、外からこうだと言われるのではなくて、しっかり中の人たちの議論の中でこう改善したらいいのでないかという役割が内部の調査とか内部の委員会。今私が例に挙げた外部委員会等は大体そのような形で、弁護士、有識者等を入れた中で運営されて、そして実効性のある防止策をつくっていくという形でありますから、私何度も言いますけれども、実効性のある調査委員会ができるのであれば、別に形にこだわっているわけではないので、これは先ほどの答弁でありましたけれども、組織の風土、風通しのよさをよくするというのであれば、この辺はしっかり現時点で内部調査でできることというのは幾つもあると思うのです。わざわざ条例をつくって、弁護士や会計士を入れてやれとまで私は言うつもりはないのです。あったらいいという話で、できることをまずやってほしいというだけの話なので、私の気持ちが通じているかどうか分からないのですが、しっかり内部の現状の職員の一人一人の声も私聞きたいと思っているのですけれども、この辺どのように反映させていくのかと。実効性のある調査をして、そしてさらに実効性のある防止策をつくっていくために私は不可欠なプロセスの一つだと認識しているのですけれども、この辺どのように認識されているのかをいま一度伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 事件発生から顧問弁護士さんにも都度相談しながら対応してございました。大きく外部委員会をつくるのではなく、まず内部でその組織をつくりながら原因究明をしなければならぬのではないかとということでございますので、そういったものを今後も発生してほしくはありませんけれども、発生した場合については迅速かつ正確に事務処理をしていく中で、そういった顧問弁護士さんですとか警察ですとかという形も取り入れながら再発防止策のための調査をしていきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 内部であっても実効性のある調査、そして再発防止策をどう講じるかについての答弁をお願いしたいと思います。

副市長。

○副市長 湯浅克己君 (登壇) 私からもご答弁をさせていただきたいと思います。

今回の事件に関しましては、まず早急に内部で調査委員会を立ち上げをいたしまして、事案の全容の把握をさせていただきました。その中では、当該職員の聴取等も行ったところでありまして、それに基づきまして懲戒処分を行ったという手続を取っております。

議員おっしゃられる今後の部分だと思います。ですので、他の市の状況等を見ますと、その後内部調査委員会のようなものも立ち上げて、それらの分析等と、分析を行った結果の再発防止策を講じているところもございます。今回の事案につきましては、事案の内容が若干単純なところもございます。そのような部分も含めまして、原因の解明は一定程度はできたのかと思います。問題は、再発防止策という部分でありますので、こちらにつきまして職員の倫理観という部分もあろうかと思っておりますけれども、事務の取扱いの状況でそれらは防げなかったのかという部分もありますので、それらを含めながら、調査委員会という形については、今この場ではお話しできませんけれども、十分今回につきましては再発防止策をどのような形で取るのか。それが職員の中でどういう形の中で共有できるのかも含めながら対応を図っていきたいと思っておりますので、そちらについてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 私の趣旨としては、繰り返しになりますけれども、組織にこだわっているわけではないのです。実効性のある対策を取るために、具体的な調査と分析が必要でないかという趣旨でありましたので、今の答弁で了解いたします。

続きまして、(3)ですが、どのようなスケジュール感でやっていくのかというのが重要な点かと思うのですけれども、当然人材確保方法は今年度はもう終わっているのですけれども、研修計画あるいは人事評価制度というのは恐らく来年度に向けていろいろ直していくのかと思うのと、人材基本方針ですか、昨年度の3月に改定されたばかりですけれども、これについても恐らく今般の事案を受けて幾つか修正等をせざるを得ないのかと私は思っているのですけれども、この辺来年度に向けてこうした研修計画、あるいは人事評価制度をどのように見直していくのか。もし予定等があれば、あるということで伺いたいと思うのですけれども。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 人材育成基本計画につきましては、大きな柱4本という形でつくってございまして、その中に職員の研修計画であるとか、28年からは人事評価制度を導入してございます。人事評価制度も能力評価の中に服務規律を遵守する、それから公平に職務を遂行することができるかどうかという形の項目は各職員に同じく求めてございま

すので、そここのところは見直すというよりも、重点的に捉えていかなければならないとは考えておりますが、それらを含めまして、今現在人材育成基本方針であるとか人事評価制度を直接見直しをするということまで必要なのかも検討する時間ありませんので、今後必要であれば考えていきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 私としては、6月定例会でもコンプライアンスの話とかをしたと思うのですけれども、そのときは基本的に外部からの攻撃からどう守っていくのだと、職務の公平性を、公正性をどう守っていくのだという趣旨で、そのときも倫理条例の話とかもした記憶があるのですけれども、残念ながらこのような事態になったということで、当時質問したときには水面下でこのようなものが進行していたということでもあります。私の考えとしては、研修等を今般の事案を取り入れた形で何らかの形で修正せざるを得ないのかと。それは、今年度に行うのか来年度に行うのかは分からないのですけれども、何か問題が、それこそ先ほどの調査ということを含めて何か根拠がないと直せないのです。ですから、ただの感想でいろいろ重大な職員の育成等に関わるようなものをあれこれ言うのは、私自身もおかしいと思っておりますので、それは客観的な分析等をしなくてはいけないものですから、(2)と(3)というのはつながっているということで、分析を通して、こういう問題があるならこのように改革していくのだというのは、仕事の通常の流れかと思っておりますので、これはぜひ、なかなか深掘りしても答えは出てこないような気もするのですけれども、(2)(3)と連携をしながら、調査、分析、そしてそれを既存の研修計画、人事評価制度にどう反映していくかという視点でぜひ取り組んでいかなければ、その事件でこれで終わりですということにはならないわけですから、これはどう再発防止策につなげていくかという基本になってくる部分ですから、ぜひその辺は仕事の基本を踏まえた取組を私はしていただきたいということで、もう時間ありませんので、これは要望ということで終わります。

大きな2に移りたいと思います。倫理条例ということで、これも今言ったとおり6月定例会でも、現状大きな不祥事があるわけでないので、そこまでは必要ではないという話を私そのときしたと思うのですけれども、残念ながら起きてしまったということで、倫理条例の制定を含めて検討していかなければならないのかという意識から伺っております。

当然この問題、市役所だけで解決だということには私はならないと思っております。議員、議会と、あとは市民の協力も得ながら、しっかりと信頼のある行政というのを確立しなければならぬのかなというのが私の考えであります。

そこで、既存の倫理の保持の状況、倫理のこうした施策ということで、自治法上いろいろ公表義務のあるということで、それは公表しているということなのですが、当然先ほどの、また戻ってしまうのですけれども、研修等は恐らく今般の、先ほどの倫理の保持に関して講じた施策ということでコンプライアンス研修とかしているというお話だったと思う

のですけれども、当然これは変わらざるを得ないのかと思っています。それは、来年すぐ実施するのか、今後検討していくのか分からないのですが、それは当然今行われている倫理等の研修についても恐らく変わっていくのかと思うのですけれども、その辺の考え方について、まずお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 倫理の保持に関する施策という形ですね、今後どのように変わっていくのかということだと思いますけれども、まず一番最初は入庁時に事前研修を行いながら、当然志望動機の中にも市民の公僕として働きたいということもあります。それから、その後は勤続年数ですとか役職に応じたものとして、人事評価制度ももちろんありますけれども、それぞれ責務というのですか、掲げる目標も出てくると思いますので、そういった中で倫理観を高めるといいますか、より強固なものにしていくということはございます。それから、対外的なものといえますか、庁内の共通の意識としましては、1回目のご答弁でもしましたけれども、年末年始の綱紀粛正の文書、それからそれが数が少ないということであれば、今後は多くしていかなければならないこともありますけれども、そういったことで市民からの疑念や不信を持たれないようなものについて、どういったものがあるのか、他市の状況も含めながら考えていかなければならないのですが、研修もそれらの部分については随時高める部分でやっていかなければならないというのは、このケースが発生しましたので、改正、改定をしていかなければならないので、それは今後そのように改定をしていきたいと思っています。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 さすがに私も研修の中の細かい部分については口出せないわけですから、しっかり状況を把握しながら対応していただきたいと思っています。

職員倫理条例なのですが、それは6月定例会にもお話をしていたと思うのですけれども、今般こういう状況でありますから、私も含めてだと思えるのですけれども、議員の皆さんもこの件について、恐らく大きな市民からの問合せなりを受けたのかなと想像します。もしかしたら、お叱りだったのかもしれないし、激励だったのかもしれませんが。そういうことで、議会として何ができるのだということを考えていきますと、私はこういう形で政策として提案せざるを得ないのかと思って出しているわけであります。先ほどの答弁では、いわゆる内規ですか、内部の規律ということで恐らく様々な施策を打っていくのかと思うのですけれども、それについて、具体的にどのような内規というか、内部の統制の部分、具体的な内容について、まずお伺いしたいなと思います。

○議長 水島美喜子君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の再質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 答弁にお時間をいただきまして、大変申し訳ございませんでした。

今般の不祥事を踏まえまして、改めまして職員には全体の奉仕者として常に公正な職務の執行に当たらなければならないであるとか、法令の遵守であるとか、市民の福祉に資するであるとか、本来市の職員として備えなければならないサービスの基準につきまして、職員に公務員としての自覚をより一層促すよう、職員の倫理行動基準などを定めるなど、明文化についても検討していきたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 しっかり行動基準等を明文化していくという考え方だったと思うのですが、それはあくまでも恐らく内部的な基準で定めていくのかと理解したのですけれども、私自身内部だけの規範だけではいろいろ限界があるかと考えております。例えば不当要求に関するものに対して、防止するためには市民の努力といいますか、理解も私は必要だと思うのです。市民側もそういうことをしないのだという形のことを理解してもらうのは必要ですし、先ほど最初の答弁で、公益通報、内部告発ですか、通報のシステムの話、導入するという話、検討するというのを私は伺ったのですけれども、内部通報だけなら内部の基準だけでもいいのかと思うのですけれども、例えば何らかのことを知った市民の方が、では通報するのだということになった場合、内部の基準だけではそれはどうにもならないのだと思うのです。通報した人の権利義務はどうなるのだという、その保護とかも考えなければならないので、そうなる内部の基準、内規だけでは私は対応できないと思うのです。そうした意味で、要は例えば外部の通報、取扱い、あるいは不当要求に対する大綱ということを考えていけば、内部の基準だけでは難しいのかと思うのですけれども、この辺の認識についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 今外部の方からの通報ということで、公益通報のことでないかと思えます。

公益通報に関しましては、外部の方もおられるということで、条例化をされているところが市町村としては多いのですけれども、外部通報の部分、この部分だけを切り取って条例化をするということではなくて、それら全体の、このご質問の職員の倫理条例なんかの形の一部といいますか、入れ子になると思いますが、そういったものも全体として考えていかなければいけないのですが、全体的な形でこれまでの答弁申し上げてございまして、人材の部分、市内にそういう方が有識者がおられないということもありまして、そういったものが全国的なものも含めまして、どの程度のものが必要なものかも、今回の不祥事の件がありましたので、改めて研究していきたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 こうした条例は、全道各地にあるので何か所か私も調べたのですけれども、一番身近なところでいえば、お隣の滝川市も不祥事あって、倫理条例という名称ではないのですけれども、職員の公正な職務の執行の確保に関する条例というのを制定したのですが、内容的にはこれまで私の述べた倫理条例等の内容に合致したような条例なのですけれども、その条例の概要版を読みましたのですが、ここに重要な部分というのは、先ほどから私何度も繰り返していますけれども、職員の責務だけではなくて、市民の責務もきちんと明文化されているのです。市民の果たすべき役割として、法令の遵守、倫理の保持について理解と協力を市民にもいただくということと、当然その不当要求についても、こういうことをしてはいけないのだということをも市民の責務としてきちんと明確化しているわけです。行政の職務の執行の確保という点については、市役所だけで完結するものではないですし、市民の協力あるいは議会議員等の協力の中でこういったものが私は確立されていくのかと思います。そうしますと、いわゆる内部の基準、内規という形で切り捨てることに私は意味がないとは思っていないのです。ただ、先ほどの公益通報の部分もそうですし、外部の人の協力を得るためには、内規というのではなくて、法規違反としては条例という形でしっかりと位置づけ、その名称はこだわらないのですけれども、そういったものを含めた中でしっかりと職員の倫理、職務の適正な執行に資するような仕組みづくりという意味では、法形式としての条例というのは恐らく最適の考えかと私は思うわけであり、すぐにはできない、準備もあるでしょうけれども、できることからやっていって、さらに私としてはこの条例という形、名称はこだわらないのですけれども、しっかりと市民の協力、市民の責務というものを含めた中で、そして外部の通報も含めて、権利、義務も保護できるような形の法形式というのが恐らく最終的な考えかと思うのですが、この認識について改めてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 倫理条例のことで、お隣の滝川市の例も今ご紹介ありました。この件があってからということもありますけれども、全道の状況も調べてみましたが、全道では6市ほど条例を制定されているということですのでございます。職員の不祥事という形でスタートはつくられてきたのかと思います。その条例の中に公益通報もあり、不当要求の件も中に網羅されてつくられてはいるのですけれども、まずどの辺のものがマッチできるのか、どこから手をつけていけるのか。その条例制定に行くまでには相当整理しなければならない問題、課題というのはあると思いますので、この事件発生してからここまで約1か月ちょっとぐらいかかっていますけれども、今後もどういったものがマッチするのかを研究していきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 誤解がないとは私も思っているのですけれども、事件は事件として、そ

それは司法による手段が行われるわけですから、それにさらに我々議員がそのことについてどうのこうの言うということはないと思うのです。それを受けて、では再発防止をどうしていくのだということと、失われた信頼を回復するためにどうするのだということで、今般の件を受けて我々打診も含めて多くの議員が恐らく市民から様々な声をいただいていると思っているわけであります。責めるのではなくて、政策の提案ということで今回私は倫理条例というのが恐らく最終的な解決になるということで提案をさせていただいているわけであります。何かを断罪するとか、そういうつもりではないということを理解していただきたいということと、信頼回復のためには、市もそうですし、市民の協力も得ながら議会議員としてもしっかり役割を果たしていきたいという趣旨であります。

そういうことでもありますので、調査研究とはいわず、しっかり今般の件を受けてできることから始め、特に公益通報は恐らく非常に有効な手段だと私は思っています。というのは、私自身も公務の経験があったのですけれども、道庁不正のとき、そういう手段があれば恐らくあそこまで大規模な不祥事にはならなかったのかと時々昔を思い出して思うわけです。当時処分された職員の方は数千人単位なのです。上から下までいろいろ悪さをしていたと。言葉は悪いですが、悪さといいますか、不正な会計あるいは官官接待の費用を捻出するために不正な会計を操作したということで、上から下まで倫理に欠けているという状況で数千人単位の職員が処分された。当時若手の間でもおかしいのではないかと話もあって、ではどこに通報するのだといっても、どこにも通報先がないのです。そもそもそれを監督するような部署も不正をやっているような状況で、なかなか道もないという状況で、公益通報制度というのは恐らく大きな抑止力になるのかと思いますので、それをしっかり踏まえた上で再発防止、そして信頼回復のために市民、議会で協力しながら対応していきたいということで、しっかりやっていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、私の一般質問は大きく3点です。

まず、1点目は地域ブランド構築事業、オアリパとも呼ばれていますけれども、についてをお伺いします。地域ブランド構築事業は、令和元年度から予算化され、令和4年度の当初予算を含め約2,500万円の事業費となります。通称「オアリパプロジェクト」と呼ばれていますが、今年8月には一般社団法人オアリパが設立され、市の事業としては一区切りついたのではないかと思います。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、地域ブランド構築事業の目的とこれまでの事業評価について。

2点目、砂川観光協会との関係についてです。

3点目、一般社団法人オアリパが設立されたが、地域ブランド構築事業の予算は来年度以降も継続されるのかを伺います。

大きな2点目としては、単身高齢者が公営住宅の低層階に入居できることについてをお

伺います。砂川市の高齢化率は40%を超え、一戸建て、持家に住む単身高齢者が増え続けています。その高齢者は、大きな家を持て余しているとの声が増えています。そこで、単身者が増え続ける中、基本的に公営住宅の低層階、1階から2階ということですが、低層階に単身高齢者が入居できるように要件を緩和する考えはないのかを伺います。

3点目に、新型コロナウイルスワクチンの追加接種時に集団接種会場への交通費助成についてを伺います。新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法で疾病の蔓延予防上、緊急の必要がある臨時接種として位置づけられ、接種努力義務や市町村長等による勧奨等の公的関与が求められる公益性の高いものです。砂川市の場合、集団接種の主会場はふれあいセンターになっています。特に高齢者など車を持たない方々にとっては不便な場所です。今後同じようなワクチン接種が続くのであれば、接種会場への交通費の助成を考えてほしいと思いますが、その考えについてを伺います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から大きな1、地域ブランド構築事業（オアリパ）についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）地域ブランド構築事業の目的とこれまでの事業評価についてであります。地域ブランド構築事業につきましては少子高齢化、人口減少による地域経済の縮小をできる限り緩やかなものにするため、地域の物、事、人などの情報を地域内外にPRするとともに、地域全体で稼ぐ力を身につけ、地域内消費を最大化させることを目的とするものでございます。これまでの事業評価につきましては、令和元年度の事業開始以降、地域ブランド構築事業への理解と参加を促すためチーム“SUNAGAWA”団結セミナーなどを行ったほか、地元農産物を利用した商品開発及び販売やイベントの開催、東京都や札幌市で行われた展示会、販売会への参加、砂川を発着点とした観光周遊コースの開発、フェイスブックやインスタグラムなど、SNSによる情報発信などに取り組んだ結果、事業開始の際に結成したプロジェクト、オアシス・リパブリック、いわゆるオアリパの参加者は当初16事業者、18人でありましたが、現在46事業者、53人に増えるとともに、広範囲の業種の参画があるほか、砂川高校、金融機関、観光協会や商工会議所などの支援機関などの協力を得て取組が地域全体に広がっているところでございます。また、事業開始当初から目標としておりました地域の稼ぐ力を高めるため、地域の多くの関係者を巻き込み、地域資源を活用し、ブランド化するとともに、生産、加工から販売まで一貫してプロデュースし、地域内外に販売する機能に加え、いわゆる外貨獲得のため地域資源を活用し、観光地域づくりを行う機能を併せ持つ異業種連携組織について令和4年度中の設立を目指していたところ、本年8月にオアリパのメンバーである5人より一般社団法人オアリパが設立されたことで地域全体で稼ぐ力を身につけ、地域内消費を最大化させる基盤ができたところでございます。また、本年6月には国などからこれらの先導的な取組が高く評

価され、国土交通省の第1回まちづくりアワード（構想・計画部門）の特別賞に選ばれるとともに、10月にはふるさと納税総合サイト、ふるさとチョイスを企画、運営する株式会社トラストバンクが主催するふるさとチョイスアワード2022、未来につながるまちづくり部門大賞にノミネートされたところでございます。

続きまして、（2）砂川観光協会との関係についてであります。砂川観光協会につきましては、市の観光事業の健全な発展と振興を図るため、市民、市民団体及び事業者等が連携、協力し、事業に取り組むとともに、地域経済の発展と生活文化の振興に寄与することを目的として設立されたもので、市全体の観光事業の推進及び会員団体等が行う事業に対しPR等の支援に取り組んでおり、地域ブランド構築事業とはイベントの実施や情報発信等において継続的に連携、協力を図っているところでございます。また、このたび一般社団法人オアリパが設立されましたので、砂川観光協会には法人として会員となりまして、同協会が目指す地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりを実現するため、事業者をつなぎ、地域全体で稼ぐために地域の観光資源などを活用し、商品開発、販売、イベントの実施、販売会への出店、人材育成、情報発信等に取り組むものと考えてございます。

続きまして、（3）地域ブランド構築事業の予算の継続についてであります。地域ブランド構築事業の事業費は、これまで約1,500万円であり、北海道による地域づくり総合交付金、北海道市町村振興協会によるいきいきふるさと推進事業助成金を活用してございます。地域ブランド構築事業の予算の継続につきましては、地域全体で稼ぐ力を高めるため、令和元年度から北海道などの支援も受けながら専門的な知識を有するコンサルティング会社に委託し、取り組んだ成果として本年8月に一般社団法人オアリパが設立されたところであり、これまでの地域ブランド構築事業として目指してきたものにつきましては、同法人が引き継いでいくものと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） それでは、私から大きな2の単身高齢者が公営住宅の低層階に入居できるようにすることについてご答弁を申し上げます。

公営住宅の入居につきましては、公営住宅法に基づき、住宅に困窮していることが明らかかな世帯であることが要件となっており、持家のある方は原則申込みすることができませんので、この点についての要件緩和は困難でございますが、入居手続までに持家の売却や除却、解体等が書面で確認できる場合、受付を可能としているところであります。本市では、これまで高齢者専用住宅や高齢単身者の入居可能な団地の建設も進めてきており、また運用においても高齢世帯向け住宅の一部を単身も入居可能とするなど、単身高齢者の入居につきましては一定の拡充を行ってきたところであります。現在単身高齢者が入居可能な1、2階、またはエレベーターつきの団地は、石山団地、三砂ふれあい団地、三砂団地D棟、南吉野団地、やすらぎの家の5団地、計65戸であり、単身高齢者の待機者は11名で、三砂ふれあい団地と南吉野団地に集中しており、他の団地は待機者がいない状況で

あります。超高齢社会を迎え、単身高齢者の住宅ニーズにつきましては、今後も刻々と変化していくことが予想されることから、単身高齢者の低層階入居につきましては今後の応募、入居状況や空室の発生状況を分析しながら、入居可能な団地の要件緩和について検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 大きな3、新型コロナウイルスワクチンの追加接種時における集団接種会場への交通費助成についてご答弁申し上げます。

市内における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和3年5月に接種を開始して以来、医師会等の協力を得ながら早期に多くの方に接種を受けていただけるよう集団接種を実施し、接種希望者が一定程度減少した段階では市内医療機関での個別の接種により実施してきたところであります。現在は、主に60歳以上の方が対象となる5回目接種を中心としたオミクロン株対応ワクチンの集団接種のほか、5歳から11歳の小児及び生後6か月から4歳の乳幼児に対する集団接種も実施しておりますが、市では従前より希望される方のワクチン接種が円滑に進められるよう、接種体制の確保や接種機会の広報、周知などに努めております。このような経過の下、11月末時点における市内60歳以上の方のワクチン接種状況につきましては、3回目接種を終えた92.7%の方が4回目の追加接種を完了されているところであります。

集団接種の主な会場であるふれあいセンターへの来所方法としては、徒歩の方、予約型乗合タクシーを利用される方、一般のタクシーを利用される方など様々ですが、多くの方はご家族による送迎など自家用車を利用されていると見受けられるところであります。また、前回市内で接種した60歳以上の方には、集団接種の案内時に接種の日時、会場を指定の上、接種券等を送付しておりますが、指定の日時、会場が不都合な場合には、ご連絡いただけるようにチラシも同封しており、交通手段を含めご自身の予定に合わせてワクチン接種を受けていただけるよう柔軟な対応を図っております。現状として、ふれあいセンターへの来所に当たっては、自家用車等を利用される方が多数であること、集団接種会場であるふれあいセンター及び市立病院は予約型乗合タクシーの乗降地となっていること、福祉施策として敬老助成券交付事業及び重度身体障害者ハイヤー料金助成事業を実施していることなどから、ワクチン接種事業に係る交通費の助成については必要性が高い状況にあるとは考えていないものであります。また、国は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけに関し、現在の2類相当から季節性インフルエンザ並みの5類への変更も含め見直しに向けた本格的な検討を始める方針であり、ワクチン接種に係る法的関与の動向についても注視していかなければならない状況にあります。これらのことから、今後新たに新型コロナウイルスワクチンの追加接種の方針が示され、集団接種が必要となった場合においても、現時点においては交通費の助成について施策を講じることは想定していないところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 早速再質問に行きます。

地域ブランド構築事業の関係ですけれども、オアリパというのですが、なかなか一般の方にはなじみが薄い、オアリパとは何かとよく聞かれることが多いのですけれども、ただ私は以前から関心を持って見ているので、オアリパというのがオアシス・リパブリック・スナガワ・ベースという長い正式な名前があるのは分かっているのですけれども、ただ砂川市の場合、例えば商工振興あるいは観光とかという場合に、これまでもいろいろな事業を手がけてきました。このオアリパというのが始まる前は、ふるさと名物、砂川スイーツを活用した観光事業という名前で、3年間国の補助金で3,000万円の予算でたしかやってきていたかと思うのです。ここの部分は、若い女性をターゲットに絞り込んだ事業で、結構若い女性、いろいろな形で参加をされていて、スイートロード協議会の応援隊みたいなのも若い女性たちでつくられたり、これはなかなかいい動きが出てきたと。今どき女性たちが活発に市内のいろいろな事業に参加したり積極的に行動してもらおうというのはいいことだと実は思っていたのです。ところが、3年間の国の補助がなくなった瞬間にこの事業がなくなってしまって、それ以降若い女性の動きが残念ながらぱたと止まっている今だと思うのです。

ちょうどその後、地域ブランド構築事業が始まりまして、先ほども最初に話したとおり、令和元年度から約2,500万円、先ほど1,500万円というお話もあったのですけれども、予算書を見ると、合計すると2,500万円で間違いはないかと思うのですが、いろいろな事業をやってこられました。先ほども言ったとおり、私も関心を持っていたので、最初の団結セミナーというのですか、すごい名前で驚きはしたのですけれども、そのセミナーにも行ってみました。そうしたら、いろいろな団体の方々が砂川パークホテルの会場に来られていて、物すごい熱気だったのです。これは、何かが始まりそうだと非常に期待をしました。でも、だんだん集まる人たちが今現在少なくなってきてしまっているのかとは思っています。非常に残念だと思うのは、このオアリパの事業、例えば医療と介護とスイーツを併せて新商品を何かやったらどうかとか新しい事業をやったらどうかとか、結構いろいろなおもしろい企画は出てきてはいたのですけれども、また砂高の生徒さんたちも一緒になっていろいろな事業も行ってきましたよね。でも、外で見ている限り、ああ、いいアイデアと思うのだけれども、なかなか現実的に結びついていないのが残念だとは思っています。

それで、先ほども予算のことをお伺いしましたがけれども、予算書を見ていくと、ほとんどが業務委託料なのです。年間で500万円から多いとき600万円ぐらいの業務委託料というのがあるのですけれども、具体的にはこの業務委託の委託先はどこになるのか、まずお伺いします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 元年度から4年度までと委託しておりまして、2年度から4年度まではジェイアール東日本企画という団体でございまして、元年度だけは共同印刷株式会社ということになってございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ジェイアール東日本企画ともう一社というのが今ありましたね。かなり大きな会社に事業委託をしているということなのですけれども、このたび先ほどの答弁にもありましたが、一般社団法人オアリパが設立をされて、これは法人ということになるわけですけれども、今まで予算のほとんどが外資本と言ったらなんですけれども、業務委託をされていた。このたび法人化されたので、もしも今後続いていくことになったときには、まさに市内の方々が設立された法人というところに委託料というものが投入されていくのかとも思うのですけれども、今後その辺はどんなふうを考えていったらよろしいのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 元年度から4年度までの事業の大きな目的の一つとして、地域で稼ぐ力を高めると、そういった地域ブランド砂川というイメージを高めるということと、地域で稼ぐ力を高めるということで、そういった高めることを具体的に事業化する、そういった団体、組織の立上げということも目的、目標にしてきたところでございます。1回目のご答弁でもお話をしたとおり、その目的の団体、組織が今年度立ち上がりましたので、この今まで4年間の委託料というのは、そういった組織を立ち上げるまでの事業ということで私たち考えておりますので、一つの区切りはついたのかということを感じておりますが、この一般社団法人オアリパにつきましては、地域ブランドの確立ということで市の総合計画でもまちづくりの目標にしているものに合致する団体でございます。今後については、地域ブランドの構築、地域で稼ぐ力を高めるという目的に沿った事業をされることと存じますので、これまでの内容の委託料ではなくて、そのときそのときオアリパが取り組む事業が市の方針に沿う、そういったところでその都度支援については検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 なかなか難しい答弁だったかと思うのですけれども、その都度支援というのは、どういうイメージを持てばいいのかというのは実は思いますけれども、ただ、今までみたいな業務委託がそのまま、500万円、600万円がオアリパのこの一般社団法人に流れていってということではなさそうな気がしました。

それで、先ほども商品開発だとかは地域で稼ぐということが結構大きな、この事業の目的というお話もありましたけれども、具体的にどんなものが商品開発されたり、これまでしてきたのでしょうか、お伺いします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 元年度からの事業ということで、最初は地域全体で稼ぐ力、地域のブランドを高めるという意味等についてのセミナー等でありましたので、実際にメンバーが固まって、連携しながら新商品を開発するというのは、その時間よりも少し短いのかと思っております。今ふるさと応援寄附金の返礼品の中にも、市内のお菓子屋さんが作ったパイであるとか、あとトマトのジュースであるとか、そういう商品を開発してふるさと納税の返礼品にしておりますし、また9月に行われました団結セミナーの中でもオアリパのメンバーたち、代表の方でしょうか、今進めているのは地元農産物を使ったカレーの開発であったり、そのほか野菜のサブスクのようなものも考えているということでございますので、これからようやく一般社団法人が立ち上がりましたので、具体的な商品開発というのもこれからのほうが大きいのかと感じております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 なかなか商品開発は難しいのかとは思いつつも、頑張っただけであればいいとは思うのです。ただ、今回の設立されたオアリパ、残念なのは女性の姿が見えないのです。オアリパの、例えば理事さんたち、若くて生きのいい男の人たちがいるので、それはそれでいいのですけれども、先ほども言ったとおり、それまでのやってきた事業というのが若い女性たちを対象にしながら、若い女性も結構頑張っただけやってきた。ところが、今回このオアリパの場合は、女性の姿がなかなか見えないという。今どき商品開発やるのでも何するのでも、女性のアイデアとか行動力、判断力というのは今のうちにしっかりと抱え込んだほうがよさそうだと思うのですけれども、その辺の意識というのはなぜなかったのかと、非常に残念だと思うのです。ここは、今現実的にないので、そこを聞いても仕方ないかとも思うのですけれども、次の観光協会との関係ということなのですが、今までいろいろな事業があって、なかなか観光協会とどういう関連があるのかというのが見えづらいのがうちのまちだったかと思っています。

それと、予算書なんかを見ても、商工振興等々の中で、例えば今言っている地域ブランドのこともそうですけれども、それ以外にもこれまでもスイートロードももちろん協議会があったりとか、あるいはインバウンドの受入協議会とか、観光協会、それからオアリパと、意外とメンバーが重複している場合が多くて、そのやっという方も忙しそうだと感じるのですけれども、特に観光協会との関係ということになると、今後どうこの位置づけを決めながらやっていくのかと思っています。このオアリパの資料などを見ていくと、観光協会の実働部隊だという表現もあるので、この辺はどう解釈したらよろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 1回目のご答弁でもお話をしたとおり、オアリパは観光協会の会員でございます。オアリパが目指すところの地域ブランドの向上、また新商品の開発等により地域で稼ぐ力を高めるという目的でございます。ただ、観光協会につきましては、

観光協会の資料でも推進体制をつくって司令塔役を担うであったり、民間事業者による観光事業への参画支援ということで、具体的な事業というのは民間の方がやる、それに対する支援だ。それで、ただこういうことは砂川市の観光にとって重要なことなのではないだろうか。こういう商品は大事なことではないだろうかということの具体化、具現化について実行団体だということでオアリパの資料にも書かれていたかと思います。全体のイメージを上げるということでは、観光協会とやることは重複するかもしれません。ただ、オアリパは一つ一つの事業を実際に自分たちで手がけるとか、あとはオアリパのメンバーもいます。メンバー外の市内の農業、商業をやられている方もいらっしゃいます。そういった方をつないで新たなもの、サービス等を手がけると、そういった組織にしたいということでお伺いしております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 商品開発とか、それから観光協会との関係も今お話をお伺いしたのですが、もう一つはオアリパは今度新しくできる駅前の施設を拠点にするというお話も出ています。幾つの団体が今新しい、今後できるであろう砂川駅前開発のメインの施設を拠点にしていくのか。今まで観光協会、商工会議所、S u B A C oというのがあったわけですが、オアリパさんもそこを拠点にしていくというお話が資料では出ています。これ、一体どうなっていくのだろうと、この関係ですね。もう少し整理をされながら新しい施設に向かっていかないと、どこの団体が主催になって、主体になって、そこにどういうつながりが出ていくのかというのはなかなか難しいのではないかと考えているのですが、オアリパの法人にとってみると、駅前の観光施設はどういう位置づけになっているのかをお伺いします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 今の議員さんおっしゃられたこともオアリパの資料の中に示されております。私の手元にもございますが、駅前の施設もオアリパの拠点という表現がございまして、またその横にオアシスパークの管理棟についても地域の拠点という表示があったかと思えます。私どもは、活動の拠点という意味合いで受け止めております。駅前には、人が集まってにぎわう、市内外の人がにぎわう、そういったところでオアリパさんが活動されて、地域のイメージ、ブランド力を上げてもらう、そういったところで市外から人に来てもらう、関係人口、交流人口というものにつなげていきたいということの意味合いで駅前施設を拠点という表現の仕方にして思っておりますし、また管理棟につきましても、先ほどの一般質問でもございましたとおり、営利を目的とした活動も可能となったということでもございまして、そういった条件緩和によってオアリパさんの活動もしやすくなると。そういったところでの収益を上げるような活動もできるということで、ああいう表現になったのかと感じております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 皆さん、目指すところは同じだろうとは思いますが、非常に分かりづらくなっていると思うのです。先ほどの駅前施設の関しても、これまでずっと経済部審議監とお話をしてきましたけれども、一つの方向性を持ちながらやっている、オアシスパークに関しても先ほど出ていたゆめまちづくり協議会というのが1つある。そこにオアリパがそれぞれ拠点です、拠点ですという形で言っているわけです。でも、構成メンバーの方々が、先ほど言ったようにほぼ同じ方々がやっているのです、そろそろ整理をしつつ、その駅前施設の拠点の中に入っていくと、もう時間もそろそろないので、大変なことになってくるのではないかと実は心配しています。

それで、もしもこのオアリパが拠点と位置づけるのであれば、それはそれでいいです。ですから、そこを中心に全体が固まっていくものなのか。あくまでも観光協会というものが本来であって、そこが拠点として、オアリパはその一部として入っていくのかということもそろそろ考えて、今の時期には本当だったらその駅前施設は委託管理をするような団体をしっかりもうつくってできて、そこにどこが入り込んでいくのかということをやっていないといけないようなものです。今後かんかんがくがくといろいろなことをどうしたらいいのだという話をしていかなければいけないはずなのですけれども、どうも皆さんが団体をつくって、つくってという形が最近多く見られているので、この辺のところは、オアリパはもちろん今市の事業でやっていますので、市長、この辺もちろん市長も分かって応援するために予算化されているのだと思うのですけれども、一度観光協会、あるいは先ほどのゆめまちづくりも同じなのですけれども、このオアリパも一体今後どう、いろいろなまちのことを考えてもらって、観光のことも考えてもらって、商品開発のことも考えてもらっている、それぞれの団体さんに何を市長は望んで、どういう方向性で行ってほしいと思っているのかをぜひお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 観光協会に加盟している団体のことですよ。いろいろな団体が入っていますけれども、それは市が決めたものではなくて、観光協会の中でいろいろな団体を巻き込みながらいろいろな事業をやっているというのがあって、市から物を言うというスタイルのものではないのです。そこを行政から観光協会にどうのこうのというスタイルになるようなシステムにはなっていないので、あくまでもそれは主体的に観光協会の中でいろいろな論議をしながら決めてきていると。いろいろな団体が入っていますよね。それを市がどうのこうのというのはちょっと……。今聞きながら、そういう趣旨なら私からお答えすべきものではないのです、行政から。助成措置で何かないかなれば、いろいろ協議をしたり、でも加盟する団体については観光協会の中でいろいろ考えてやられてきた経過だと私は思っていますから、市からそこに管理したり何かするという考えはないです。そこを聞かれると、つらいかなと。よろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私の質問の趣旨が分かっていなかったかと思うので、観光協会のことを聞いているわけではなくて、オアリパのことを私聞いていますから。観光協会も今は、実は市の職員が事務局長をやっています。オアリパもちろん事務局が市にあります。どちらかといえば、先ほどのオアシスの関係も、市が、経済部が相当関わっているのです。それぞれ同じ方向を目指しているはずなのです。でも、いろいろな団体があるから、現実的に一つの事業を進めていくという形になりきっていないと私は思っているのです。そのところを市長がそれぞれ予算化していますから、どういう主体的な思いがある程度持ちながらいろいろな団体の方々にどう対応していったらいいのかということをお伺いはしたのですが、お答えになれますか。難しいですか。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 私の判断でいろいろな団体のことをどうのこうのと言うのは、それぞれがいろいろな代表者を選びながら、それぞれの目的でやっていて、それを行政としてはどう応援していったらいいのだろうか、そういうところでは考えるのですけれども、それ以上先の話は、違う団体、市以外の団体に対して私から応援はしても、口を挟むというのは違うのです。市長の権限はそこまで、小黒議員、私にはないですから、応援はできませんけれども、あとは実質的にその団体が競合していたり、一部かぶさっているのみ込みながら、観光協会が難しいのは、それも含めながら観光協会をやっているところに観光協会の大変さがあったりして、それを誰かが整理できるか。してくれればいい、同じような目的ではないのと言っても、それぞれ団体には一つの固有の目的があって、なかなか一緒にはならないかと。小黒議員も長年観光協会の役員やられて、いろいろな歯がゆい思いをされたと思うのですけれども、私の口からは難しいです。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 方向性を、どこから補助が国から来るからこれをやろうとかではなくて、もうそろそろ観光なり、あるいは商品開発なり、いろいろなブランドどうのというところの方向性をしっかりと求めていくほうがいいだろうと私は思っています、その先には駅前の施設の商店街のにぎわいというところに入っていきはざなのです。ところが、今のところその話合いもどこまで進んでいるのかも分からないし、オアリパも同じような方向で進んでいるという動きもあるものですから、そこを今聞いてみたのですけれども、この関係で時間もなくなってきましたので、最後に来年度の関係のことなのですけれども、先ほど、聞き逃したので申し訳ないです。来年度のことをどう言われていたのか、もう一回聞かせていただけますか。最後の部分だけでもいいです。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 この地域ブランドの構築、確立という事業につきましては、一般社団法人が今後はやっていただけるということを考えております。市の予算としては、設立までのことを目標にやっておりましたので、一つの区切りはついたのかという感じは

しております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ということになると、この予算は一般社団法人オアリパにはもう行かないというおっしゃり方でよかったということなのですか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 今オアリパ、地域ブランドの構築事業の予算の中には入っておりませんが、協力隊のメンバーが地域ブランドの構築事業を手がけております。また、法人の社員にも入っております。それで、市が取り組む地域ブランドの事業は今後も続きますので、そういった中で協力隊の部分でオアリパに支援していくということはこれからも考えていかなければならないのではないかと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 聞いていてもよく分からないと思うのですが、地域ブランドはまだ続くのですね。だけれども、それが法人さんに委託料が払われるとかでもなく進んでいくということなののでしょうか。では法人は今後運営していくときに一体何を財源にやっついこうとこの地域ブランドの中で話し合われているのか、お伺いをいたします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 地域ブランドの構築事業の中で法人の具体的な事業の内容を詰めていくということではございません。あくまでも法人が自らの事業としてどういうものを手がけていくのかというのは、自らが判断するものでございます。自主的な商品を開発することもあるでしょうし、また地域内外のそれぞれの地域資源を連携させる関係を持たせて、そこの事業者さんに商品を開発してもらい、そういったことをプロデュースする、そういった役割もあろうかと感じております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 確認です。

一区切りついたということは、この法人さんは自分の力で今後歩いてくださいと言っていると同じだということでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 基本的には、自立、自走を目指していただきたいとは考えております。ただ、先ほどもお話をしたとおり、協力隊のメンバーが今もその地域ブランド構築事業、またオアリパの社員として活動をしていただいておりますので、そういった部分では今後もそのような支援は必要かと感じております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今のお話でいけば、人的な部分での地域おこし協力隊の派遣はあるけれどもというお話で私は理解をしていきます。

次に、単身者の公営住宅の関係です。今持家の方々が増えてきまして、単身の方々がど

んどん増えていっているのです。もう今冬になりました。雪もいっぱい降って、お分りのとおり単身世帯1人では除雪するのも大変だし、維持管理していくのも大変です。壁が壊れればペンキも塗らなければならないしということもあって、先ほど答弁の中であった、もちろん持家を持っているままで公営住宅に入れないのは分かります。分かっていた上でのお話なのですけれども、砂川市の場合、結構高齢者が入る施設、例えば介護認定を受けた場合には結構充実していると思います。ただ、元気なお年寄り、例えば70歳以上でもまだ元気。だけれども、持家そろそろ大変だと言った方々がその持家を手放した後に住むところはなかなかないのです。そこで、公営住宅というところが、私はもしもこの要件が緩和されて住めることができたらいと思うのです。先ほど建設部長のお話でも、入るところは実際ある、これはもう分かっています。ただ、その数としてしっかりと希望に沿っていけるかという、そうではないのです。お年寄りはどこでもいいから住みたいという方はもちろんいますけれども、できれば住み慣れた地域のそば、友達でもいてくれればもっといいですよ。公営住宅に入れるからといって、ぽつんと一人で行かなければならないというのなら、それこそ札幌にでも住む子供さんのところに行ったほうがまだいいか。住み慣れた地域で何とか過ごしていきたい。だけれども、この持家大変だというときには、公営住宅は大きな存在ではないかと私は思っているのですけれども、今の決まりですよ。高齢者といえども決まった公営住宅には入れるのだけれども、それ以外の例えば近くの公営住宅低層階、空いていたとしても今は入れないという状況、これを何とか緩和することができれば、もう少しこの砂川に住んでもらえる可能性の方々も多いと思うのですけれども、この辺の難しさはどこら辺にあるのでしょうか。法律が一番のネックになるのかどうか、お伺いします。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時11分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の再質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 それでは、私から今ほどご質問のありました単身の高齢者の方が公営住宅に入居するためには何がネックになっているのかということでご質問があったところでございますが、先ほど1回目の答弁でも申しましたように、公営住宅法によりまして、入居におきましては住宅に困窮していることが明らかな世帯の方が入居することが一つの要件となっております、持家のある方は原則入居できない。しかしながら、本市といたしましては、その持家を除却、売却等することを要件に入居申込みをすることを可能という形で緩和して対応を図っているところでございます。特に最近本市における

単身高齢者の申込みの状況といたしましては、今年度、令和4年度につきましてはこれまで9件の申込みがございました。そのうち5世帯の方が入居なさっております。過去3年間も見てもみると、毎年10件程度の申込みがございましたが、実績といたしましては過去3年で32世帯の単身高齢者が公営住宅に入居されております。入居申込みに当たって単身高齢者の希望を伺いましたところ、低層階、1、2階のところに入居したい、さらにはバリアフリーの住宅が備わったところ、買物、通院など、バス利用なので、まちなかの団地やバス停に近いところがいいといった条件も示されているという状況がございます。このように単身の高齢者の方が公営住宅に入居していただくには、将来にわたりまして安心して暮らせることが重要だと考えているところでございます。このことから、現在本市の入居の対応といたしましては、入居希望者がいらっしゃった場合はお話を伺いながら、平成以降に建設されたバリアフリーが備わった団地住宅や、先ほども申しましたようにやすらぎの家、三砂団地、南吉野団地の高齢者専用住宅としているシルバーハウジングへのご案内をさせていただいているところでございます。市では、これまでも単身の方の入居可能な住居につきましては段階的に拡充しているところでございますが、公営住宅の低層階に単身高齢者が入居できるように緩和するに当たりましては、単身高齢者の申込み状況ですとかニーズのほか、入居後に住居環境で使いづらさ等の不便をできるだけおかけしないようにすることも大切なことだと思っております。このことから、入居者の希望の相談に応じながら対応していきたいと考えておりますが、今後につきましては単なる空室があるから、元気な高齢者だからといって入居していただくだけではなくて、バリアフリーとして該当する団地ですとか住居の案内の状況、さらには改修の必要性などを踏まえながら単身高齢者の対応を図っていかねばならないと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の部長のお話、優しいようで優しくないのです。高齢者にとって優しいことを言っているようだけれども、そうではないのです。まずは、持家を何とかしたい。だけれども、砂川市内に住みたい。介護認定まで受けていない、私一人でこのまちで暮らしたいといったときに、まだ元気なのだ。あの団地は空いているのに、何で入れさせてくれないのだろうというのが普通の考えなのです。だけれども、市としては、高齢者が一人で暮らせるところはここここここなのですから、それ以外のところは入れませんというのが今のお答えなのです。そこを緩和してくれないかというのが私の話なのですけれども、国土交通省の住宅局で公営住宅制度の概要というのがありまして、入居者資格、同居親族要件というのがあります。現に同居し、また同居しようとする親族があることというのが大前提。ただし、老人、身体障がい者等、居住の安定を図るためにというところは、単身での入居が可能というものがあります。老人、政令で定める者が何かといえば、50歳以上の者を老人としているのです。国土交通省は、老人であっても単身者であっても公営住宅には入れるのだよというのがこの一文だと私は思っています。他の自治体では、こ

んなに入居条件が厳しくなく、単身の高齢者でも公営住宅に入れるというところも、条件緩和をしているところもあります。ぜひ砂川でも、そうしていただきたいと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 今ほどご説明いたしました単身高齢者が入居可能な件数全体で今65戸あるということでご答弁させていただきましたが、これにつきましては高齢者用という形で配慮させていただいて、低層階、あくまでも1、2階、さらにはエレベーター付きの住戸で入れる場所ということで65戸と申し上げさせていただきました。ただ、公営住宅、今単身入居で開放しているところにつきましては、低層階に限らない場合であれば、現在この倍近く、188戸の戸数を用意しているところでもございます。ただ、その場合は、例えば寺町団地ですとか東町団地の高層部分になってしまいますので、高齢者の方がお住まいになるに当たっては低層階、1、2階、さらには将来的な生活環境のことを考えると、バリアフリー等の備わったところに安心して住んでいただくのが一番ベストではないかと思っております。先ほど答弁させていただいたところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の段階では、完全にすれ違ってしまうと、結び合うところはないだろうと思うのですが、砂川市の令和2年度の国勢調査です。単身世帯の持家の戸数は821戸あります。これから65歳以上の方々は減少していくような砂川市ではあるのですが、ただ70歳以上なり75歳以上の方々はこれからもどんどん増えていきます。持家の方々も増えていくという状況があるので、私はぜひ公営住宅の入居条件を少し緩和をしていただいて、高齢の単身世帯の方でも入れるように、しかも低層階ですけれども、そうしていただきたいと要望をして、ここは終わります。

あと、接種の関係のタクシーの利用助成券の関係なのですが、今お話を伺うと、皆さんきちんと自家用車で来てもらったりしているのだよというお話がありました。それも同じなので、みんな何とか来ようと努力するわけです、お年寄り。コロナにかかりたくないし、重症化したくもないから、少し遠いけれども、ふれあいセンターに行こうとなるのです。だけれども、ここで砂川市としてもなるべく接種をしてもらおうということであるならば、タクシー券の助成ぐらいいいのかと私は思います。

これも先ほど滝川が出てきましたけれども、なぜか私も滝川の例なのですが、滝川がいっぱいやっているということなのも悔しいのですが、タクシー利用助成券を交付しています。助成額は550円なのです。この根拠というのは、タクシーの初乗りの部分です。その部分だけ助成をしますということです。条件も、たしか65歳以上の方あるいは身体障がいを持っていらっしゃる方と限定をしています。1人につき2枚を交付しますということなのですが、先ほど部長がおっしゃったように、今後5類になるのかどうか。ワクチン接種がどこまで、また半強制的に進められていくのかというのも

分からないところですが、ぜひ今後同じようなワクチン接種が行われるのであるならば、砂川市もタクシーの初乗りぐらいの助成はぜひしていただきたいと思います。困っている方々の声は私のところにたくさん寄せられていますので、間違いなくそう思っている方は多いと思っています。ひとつ検討をしていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ただいま議員より近隣市、実際の状況ということも含めてご質問をいただきましたけれども、近隣の自治体につきましてはそれぞれのまちの交通機関の、いわば状況が異なっているということもあろうかと思えます。当市におきましては、主たる会場であるふれあいセンター及び市立病院に地域公共交通の乗合タクシーがご利用いただけるという点で、恐らく実践されている自治体との交通機関の状況というものには異なる部分があるかと考えておりますので、当市につきましては1回目でも申し上げましたが、現時点においてはそのような幾つもの状況を踏まえた中で予定をしておりますということをご理解を賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、私からは大きく2点質問させていただきます。

1点目は、デジタル地域通貨の導入についてです。先日開催しました議会懇談会において、これからのまちづくりをテーマに青年会議所と商工会議所青年部と懇談した際、一番多く寄せられた意見がこのデジタル地域通貨の導入についてだったと感じております。デジタル地域通貨とは、地域経済活性化のために使用されていたプレミアム商品券や飲食店応援券などをデジタル化した、いわゆる電子マネーで、昨今のキャッシュレス決済の普及により専用のアプリやQRコードなどを利活用し、導入する自治体が増えています。一般的な電子マネーとの違いは、域内のみでの使用が可能となるため、域内経済循環を促進することができることが最大の魅力です。デジタル地域通貨の導入について、市の見解をお伺いします。

大きな2点目は、SUBACOにおける地域おこし協力隊業務の引継ぎについてです。SUBACOにおいて、商業振興やまちなか活性化を目的に、これまで数々の地域おこし協力隊によって様々な活性化策が行われてきております。その多くの取組から、市内飲食店や商店からは感謝の言葉を聞く機会もあり、市民からは一定の評価を得ているものと感じております。一方で、地域おこし協力隊の任期は最長3年という仕組みから、隊員が代わることによって、これまでのいい取組が失われ、市民が困惑したりすることもあるようです。そこで、これまでどのような取組が行われ、どのように引継ぎが行われているかをお伺いいたします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から順次ご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、デジタル地域通貨の導入についてご答弁申し上げます。初めに、地域通貨とは、特定の地域内で限定して使用できる通貨であり、デジタル地域通貨とは情報通信技術の発展やスマートフォンの普及などもあり、これまで紙等を利用していた地域通貨と比べ、印刷コストや運用面での労力の大幅な削減に加え、単にキャッシュレス決済にとどまらず、ボランティアや施設の来館者に対してポイントを付与するなどのサービスの機能を持たせることにより、加盟店間の連携や利用者同士の交流による地域コミュニティの活性化、域外の人々の消費活動の取組なども見込めることから、全国的に導入する事業者や自治体が増えているところでございます。デジタル地域通貨の導入につきましては、持続可能な運営とするために店舗が加盟するメリット及び利用者のメリットを理解していただくとともに、運営組織加盟店、利用者にとって負担が少なく、誰でも抵抗なく操作することができる仕組みが必要であります。このことから、現在情報収集に加え、先進地を視察するなど調査研究を進めており、今後商工会議所、観光協会、商店街連合会等とも十分協議をしながら導入の可否について検討してまいります。

続きまして、大きな2、S u B A C oにおける地域おこし協力隊業務の引継ぎについてご答弁申し上げます。まちなか集客施設S u B A C oにつきましては、商業者及び商店街等の情報発信を行い、中心市街地の集客及び商店街への回遊を促し、中心市街地の活性化を図ることを目的に設置された施設でございます。地域おこし協力隊員には、施設の管理業務に加え、まちなかのにぎわいを創出するため、隊員ごとの個性やスキルを尊重した上で自由な発想の下、イベントの開催やSNS等による情報発信などに取り組んでいただいているところでございます。業務の引継ぎのうちS u B A C oの在り方や管理業務につきましては、全隊員が共有しており、退任する隊員が取り組んできた業務につきましては、そのときに在籍している隊員に引き継ぐこととしておりますが、その業務を引き続き取り組むか否かにつきましては、在籍している隊員の業務内容を考慮しながら判断しているところでございます。今後につきましても、S u B A C oの運営が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次再質問していきますが、デジタル地域通貨、名前で呼んで話す分には簡単そうに聞こえる部分もあるのか、なんじゃそらと思う部分もあるのか、人によって受け止め方は様々なのかという気もしますが、今ほどご説明ありましたとおり、これを導入していくには地域の人たちの総意というか、少なくとも導入するに当たって、今現在行われている商店街連合会の協力だとか飲食応援券とか、そういった現在行われているところは最低限皆さんそれもやってみようかという合意形成があくまで取れている話になってくるのかと思いますけれども、あとは利用者側もなかなかそのデジタル地域通貨ということをぽんと言われても、スマホの普及率が上がったとはいえ、使いこな

せている人とか使いこなせない人とか、なかなか人によって様々あるのだろうとは思いますが、今回議会懇談会の中で若い人たちからこのような意見が多く寄せられたということで今回質問をさせていただいているわけですが、この一般質問は中継も通じていろいろな方が見ていらっしゃると思いますので、ぜひこのデジタル通貨の導入についてのメリットやデメリットですね、この辺りを行政はどう考えているのかを分かりやすく説明していただければと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 1回目のご答弁でもお話をしたとおり、昨今の情報通信技術の発展、またスマートフォンの普及など、これまでの決済するやり方とは大分違う方法が出てきたということでございます。ただ、一般のキャッシュレスは、今若い人は特にそうだと思うのですが、電子マネーやスマートフォンを使って決済をされている方も多くいらっしゃると思います。ただ、そういった若い人も使う、また今新型コロナということもございまして、できるだけお金を使わない、現金を扱わないということで感染症対策にもなりますし、また店側のメリットとしては現金を扱わないで済むという労力の省力化ということも期待されているところでございます。

ただ、事業者側さんのデメリットと申しますか、決済手数料の負担があるということもそうですし、こういったシステムを入れるということになりますと、機器の購入ですとか、また維持していかなければなりませんので、一定期間ごとに更新する、そういった負担も大きいのかということもございまして。利用者の方のデメリットと申しますか、それはその地域、地域であったり、個人、個人の考えにもよるかと思うのですが、まず一般的に言うと高齢者の方等は、まだそういった決済する手段に慣れていらっしゃらないのかということもございまして、アプリ等でなかなか使いこなせられないというのは、高齢者だけではなくて、そもそもそういうデジタルが得意ではない方もいらっしゃいます。1回目のご答弁でもお話をしたとおり、簡単に誰でも扱いやすいようなシステムができるのかどうかというのが今考えられるメリット、デメリットということもございまして。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほどこの導入に当たってのメリット、デメリット、利用する側、さらには設置する側についてご説明いただきましたが、難しく考えていくと、どんどんデメリットも多くなっていくのかという気はするのですが、例えば設置側の店舗でいうと、今ほどデメリットで出ている機器の購入だったりとか維持費、そういったものがこれまでのようなタイプだと、そういうものも買わなければいけないしということもあつたのかもしれないのですが、先ほど私もお話をしましたが、QRコードのタイプでいくと、QRコードを利用者さんが読み込んで、そしてそこに支払い情報、ペイペイと一緒にですね、読み込んで支払い情報を入れて入力するだけで、あとはもう口座に振り込まれるのを待つだけという仕組みなので、そこまで店舗に対するデメリットではないのかという

気はします。あと、利用者のデメリットで、どうしても高齢者の方がなかなか利用するのが難しいのではないかと私も感じておりますが、そういった方々に無理に使えということではないと思うのです。

デジタル地域通貨というのは、私の考える最大のメリットは、若い人たちがこの市内で買物するきっかけづくり、それが一番のメリットだと思っているのです。今ほとんどの若い人たちは、砂川の商店とか飲食店とかに行ったことない、入ったことがないってたくさんあると思うのです。そういう部分がこれから、今購入されている方たちの年齢層がこれからどんどん上がっていくわけですから、そういう人たちが外で買物をしなくなっていったときに、一体砂川の商業はどうになってしまうのだろうと心配になるわけなのです。今若い人たちは、もう外に出なくて、インターネットでばんばん物を買って、配送業者さえやってくれば、目の前ですぐ購入できないかもしれないけれども、次の日か3日以内には大体届いてしまうような世の中になっています。ですから、そういった意味では、砂川の商業界が今後どうなっていくのか、どうしていくのか。砂川市としては、どうやって守っていかなければいけないのか、そういったことを考えたときに、このデジタル地域通貨というものを一つの若い人たちの導入の起爆剤として私は導入するほうがいいのではないかと考えています。ですので、若い人たちのこれからの子育て支援とか、課が違いますから質問しませんけれども、少子化対策なんかでも、幾らでもこのポイント付与というやり方をどんどんすることによって、市内の飲食店や買物に市内を使っただけのような好循環というのが何となくイメージできるのかと思うのです。

今ほど先進地についてのお話もありましたけれども、どうやらもう既に先進地視察されたですとか、また今後視察の計画があるのかないのか、その辺りについて、もし先進地視察した部分で何か感じられるものがあるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 1回目のご答弁で先進地視察とお答えしたところでございます。

発端となりましたのは、5月に青年会議所の例会で事例が紹介された上川郡の東川町でございます。先月の末、総務部審議監、また商工労働観光課の課長、3人でお話を伺ってまいりました。電子マネーつきのポイントカードシステムということでございまして、人口8,000人のまちでありながら、11万人以上の加入者がいると。町外の加入者が多いという特徴がございます。このまちの、私が感じた大きなポイントというのは、行政が多く関与しているというところでございます。今事務局は商工会なのですけれども、公共施設の利用にポイントをつけるですとか、あと特定健診やがん検診をした際にもポイントをつける。また、東川には日本語学校がございまして、留学生が200人から300人いらっしゃる。その生活費を町がポイントで支援していると。つまりポイント付与ということでございますので、町内での消費ということに限定されるわけですから、経済が町内で回っていくというところが大きいのかと。今コロナ関連の給付金についても、このシス

テムを活用しながら市内経済を回しているというお話もお伺いしました。ただ、今そういった給付金関連のお仕事がたくさんあるのですけれども、そういったものがないときには、その収益というのはかなり限定されるところがこれからの課題でもありますし、システムを入れるときには、先ほどお話をしたとおりの導入費に係る負担は求めていなかったのですけれども、機械が壊れてしまう、更新しなければならないということで、今新規加入は1件当たり5万円を負担していただいているというところがございます。先方さんのお話では、こういう業務が膨大になって、仕組みが商工会だけでは賄い切れなくなりつつあるということで、新たな運営組織といいますか、しっかりとした母体で運営していかなければならないだろうというお話を伺ったところがございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 先進地、東川町のお話でしたけれども、全国津々浦々、成功事例とやむなく撤退したというお話も聞いております。その違いというのは、いかにして持続可能な仕組みを構築できるかということなのだろうと思っておりますけれども、東川町でいうと、ここ数年のコロナ禍の中での給付金だとか、そういったものも全てこちらのポイントでやられていたりとか、もちろん留学生の生活費なんていうのも一定程度あるということなので、持続しているのかということはあるのですが、ただ今後こういった給付金関係がなくなっていった場合には、運営費がどうなっていくのかということも課題だということだと思うのですが、それを、では砂川でどうしていったらいいのかということなのでも、導入にあまりお金をかけないということがまず大前提なのと、もちろん維持費にお金をかけないということも当然大事になってくるのかな。ただ、少ない利益の中で、では専従で人がつけられるかということ、そこまでは多分難しいだろうと。ですから、これ一本でどうこうするということは恐らく難しいだろうと。恐らく何かの業務と並行して行う中の収益の一つということにならざるを得ないのかという気はします。

先ほど小黒議員とのやり取りではないのですけれども、駅前の集客施設等に関しては、地域おこし協力隊を配属してというお話もありましたけれども、私もこういった業務は人件費ができるだけかからない方法、ただまちには効果の出る方法ということで、そういった方たちの協力も得ながら進めていくということが大事なのかということと、とはいえ収益が出る方法というものをしっかりとサポート体制のある中で次に考えていかなければいけないのかとは感じております。そういった意味では、一般社団法人オアリパなんていうのがもしもこういった業務を担っていただけるような環境ができるのであれば、ぜひとも収益の一部として頑張ってもらえたらいいと思いますし、もし行政や商工会議所、また観光協会などの共同体で考えていくのであれば、行政の負担もある程度考えていかなければいけないのかという気はします。

いずれにしても、こちらのデジタル地域通貨、可能性と課題ということがまだまだある中なのではあるのですけれども、これまでも私、自治体ポイントですとかいろいろな健康

ポイントだとかも一つにまとめたらいいのではないかと、いろいろな話をさせていただきましたけれども、ほかのまちも結局いろいろなことを集約するための一つのプラットフォームとして利活用している自治体が多いということなのですよ。今こういう自治体ポイントとか地域通貨というのと親和性がいいと言われているのが、いわゆる健康づくりに関することであったりボランティアであったり、環境問題ですね、こういったものがポイント化されていくことで市民の積極的な参加を促すことができる、そして地域課題を解決していくこともできる。そういったことを広く、いかにしてこの地域通貨をやっていくときには、多くのことをしっかり網羅して、まちづくりの方向性の一助となるような取組の一つとして構築していくということが非常に大事。それを今後、では実際導入していくに当たってはどうしたらいいのでしょうかというところを今度はどこで検討するかという話になると思うのです。今いろいろな人がいろいろなところであったらいい、あったらいいと言っている状況なのです。それを、では具体的に導入するためにはどういう段階を踏まなければいけないのか、検討しなくてはいけないのか、最終的には誰がやるのか、何かそういったところまでいろいろな方たちと協議していく場が必要になっていくのだらうと思いますが、今後このデジタル地域通貨の導入に向けた、まちづくりのDX化なのですけれども、についての検討会等、協議の場を設けるお考えがあるのかないのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 協議の場の在り方と申しますか、今後ということでございます。

現在庁内でDXに係る推進委員会というものがございまして、経済部のワーキンググループというのもございます。今回の先進地視察もそういった協議、検討の中から取り組んだものでございます。先ほど議員さんもお話をしたとおり、健康づくりであったりボランティアであったり、そういったものもポイントを付与して域内で経済を回すと。先ほど若い方というお話もございました。若い方にとっては、地域活動であるとかボランティア活動、そういったことにポイントを付与することができれば、そのポイントを使って町の中のお店を使っただくこともできると。そういったことで、まず認知していただくということで、そこから市内の経済がより若い人に認知されて回っていくようなこともあろうかと思えます。メリット、デメリットも多くありまして、キャッシュレス決済だけではなくて、まちアプリと申しますか、まちの情報も加味した中で進んでいくことも、ひとつ検討の材料にしなければならないのかと思えます。今は、調査研究であったり検討であったりということでございますけれども、今後そのお話が進んだときに、市役所だけではなくて、経済団体であったりまちづくりの団体、観光団体であったり、そういった方々のご意見も伺いながら進めていかなければならない場面が出てくるかもしれません。そのときには、どういう方々のご意見を頂戴するべきかということも含めて今後検討してまいります。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 一つ誤解を生まないようにというか、決してこれをできない人は恩恵がないとか、そういうことで言っているわけではなくて、今までどおり紙媒体のプレミアム商品券ですとか飲食店応援券というものはできる限り継続をしながら、その中で同様の仕組みがどのように取っていけるのかということを含めて、しばらくは併走していくようなイメージはしているのですけれども、こういった取組で若い人たちを少しでもまちに興味、関心を持っていただくということが大事かとは感じております。

最後に、外貨の流入というお話も、域外からの消費活動というお話もありましたけれども、たくさんこれから、よく砂川は観光地ではないなんていう話、市長からもされてしまいますけれども、これからの取組次第ではどんどん砂川に人が来るようなまちづくりも今方々で行われていますので、そういった方たちにぜひより多く砂川にお金を落としてもらええる仕組みづくりというものも考えていくべきなのだろうという思いがします。そういった意味では、このデジタル地域通貨というものがもし導入できれば、今ふるさと納税の一つの返礼品の中に旅先納税というのがあるのです。それは、ふるさと納税と同じ仕組みで、返礼品がデジタルクーポンでもらえるというものなのです。それが北海道、結構導入されている自治体もあるわけなのですが、もしこれから砂川の商業界の中で地域限定商品だとか、いろいろな企画が出てくるとは思うのですけれども、そういったものは現地に行かないと買えないですよ。ただ、現地に行かなければ買えないのだけれども、お得に買う方法というのが、例えば旅先納税だとか、そういったものを利活用することによって利用者にもメリットがあり、この地域にもメリットがあるということを進めていけるのであれば、検討の余地もあるのかと思いますので、ぜひその辺りのことも視野に入れながら今後検討を重ねていただければと思って、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、大きな2のSuBACoの地域おこし協力隊業務の引継ぎについてなのですが、今ほどご説明の中で活性化のためにいろいろな方たちが業務をしていると。その中で、それぞれの自由な発想の下、取り組んでいるということはよく分かったのですが、先ほども申し上げましたとおり、あの人いたときはやってもらえたのだけれども、いなくなったらやらなくなってしまったねという話も出ているので、その辺これまでどのような取組が行われていて、その中で現在どのようなことが継続されているのかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 経済部の地域おこし協力隊につきましては、平成25年から配置を開始いたしまして、現在まで15名ですね。現在在籍しているのが2名でございます。以前では、スイートロードの事業であったり観光振興事業ということ、また商店街振興事業ということで取り組んでいただいております、現在いらっしゃる方は商店街振興と、あと地域ブランドの構築ということでお二人いらっしゃいます。取り組んできた内容につきましては、今も続いているのがテイクアウト情報のチラシの作成ということで、当初紙

媒体で作っていたものを、今の隊員さんをお願いをしまして、デジタルで更新をしてもらえないだろうかということで取り組んでおりますし、またスタンプラリーということにつきましても以前から、これも最初は紙媒体でありましたけれども、今はスマホを使いまして実施しているところでございます。また、今少しやらなくなったというものでございますけれども、一時期近隣の協力隊さんとも協力しながら、FMのラジオでしょうか、情報の発信をしたり、あとバルーンアートが得意ということで取り組んでいただいた方もいらっしゃいます。いずれにしましても、その方の能力といいますか、関心といいますか、そういったものも優先して、どういう事業に取り組んでもらうのかというのは隊員さんとは協議しながら決めているところでございます。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 あまり具体的なお話が、もう少し出るかと思ったのですけれども、いろいろなことを任期中に試行錯誤しながら、いろいろな方たちが、いわゆる外から目線ですね、砂川以外のところから砂川のまちおこしのために来ていただいた隊員さんたちがいろいろなことを自分たちで足を運び、考え、行った事業というのがまだまだ多々あるわけなのですけれども、ただそこには関わる市民がいらっしゃいまして、3年間ないし、砂川にいわゆる住んでいろいろな方たちとコミュニケーション取りながら、この地域おこし活動をするわけですから、そこには少なからず信頼関係とか、そういった部分も生まれてくるのだらうと思っているのです。今回の質問のきっかけになったのが、とある飲食店さんがこの物価高騰でメニューを新しくしたいのだと、料金を上げたいのだということだったので、印刷してくれたと。印刷してくれたと。高齢の方なので、自分ではどうしていいか分からないと。だけれども、いなくなってしまったから、どうしたらいいのだらうというところが発端なのです。そこで、過去の隊員さん、まだ近隣にいらっしゃいましたので、相談したところ、いや、いいよと、作ってあげるよと。もう隊員を卒業されたのですけれども、作ってあげるよという話をしたのですが、それを隊員時代同様、市とか観光協会とかで印刷してもらえないだらうかという話で行ったときに、けんもほろろにお断りをされた。自分で印刷しても、金額としてはそんな大したものではないのだけれども、これまでやってきたことなのだけれども、その隊員さんが一般の人になったからといって、そういう扱いはひどいのではないかという話をいただいたりとか、その飲食店の、いわゆるオーナーさんが一番気を使ってしまったというか、私迷惑かけてしまったと思ってしまうのです。それが一番悲しい出来事だと思って、今回こういう質問をさせていただいたのですけれども、そこはどのような伝達のされ方がされたか分からないのですけれども、そういう中身であれば、その業務を新しい隊員さんの方が引き継ぐのか、もしくは役所の方がやられるのか、商工会議所にこういった相談があるということ流すのか。もちろん、みんなそれぞれ砂川の個店さんの支援を考えていく場所であらうということなので、誰かがやってあげなければい

けないのかという気はするのですが、その辺り伝達、それから引継ぎですね、うまくいっていなかったのかと思うのですが、こういう事案に対してどのように感じられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 飲食店のオーナーさん、高齢の方であったということでございまして、当時の隊員の期間中に支援をしていたということでございます。

今の隊員を募集する際も商店街振興というお話で募集しておりまして、それに応募していただいて隊員となっていたというところでございますので、そのチラシを作るという部分について、市の協力隊としてどこまで支援をするべきなのかということもありますが、それぞれの事情、高齢で更新ができないのだということでご相談されたところでございます。本件については、退任される際にそういったことがうまく後任の隊員さんにもお知らせできていなかったということでもございますし、また私どもにも退任される時にこういったお話がなかったものですから、行き違いがあったのかと感じております。今後の話ではございますけれども、退任される際には今までやってきた事業について、しっかりお話を聞いて、その後の対応も必要なものについては適切に対応するような形で取り進めてまいりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。

誰かしらがそういう、取り残される市民が生まれないように、みんなで情報共有しながら、かといって一番嫌なのは、そういう業務が今後一生やらなければいけなくなってしまうよ、ですからそんなに手広げないと協力隊さんをお願いしてしまうのが一番本末転倒だと思っているのです。地域の困り事だったりだとか、そういったことをしっかりと地域に根づいて信頼関係をつくって、そういった悩み事を引き出して、そしてそれに応えていくのが地域おこし協力隊の本来あるべき姿だと思うので、引継ぎさえすれば、そういう業務だって1年に1回あるかないかの業務ですし、チラシではなくて、メニュー表の壁に貼る印刷物の話なので、そんなに負担のかかる業務ではないと思いますので、ぜひとも地域おこし協力隊の皆様には伸び伸びとそれぞれの視点で新しいことにチャレンジしていただきたいと思いますし、これまでの継続して喜ばれていたものに関しては、しっかりと引き継いでいっていただくのが一番いいかと思っております。

そこでなのですが、地域おこし協力隊のOB、OG会というのが総務省で推奨されていて、これだけ地域おこし協力隊がスタートしてから結構年数たっていますので、もう総務省が間に入ってやるのも限界があるということで、各都道府県に要請というか、補助金1団体につき100万円という設立準備資金も国でつけますからという話なのですが、北海道に関してはもう既にその補助メニューが出る前からつくられていたということで、北海道のOB、OGネットワークというものがあるわけなのですが、今現

在所との関係ですとか関連ですとかということが行われているのかどうかをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 総務省が主導して、各都道府県にというお話でございましたが、現時点では私どもの隊員さんが任期を終えるといったときには、現時点ではそのような紹介はしておりません。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 せっかくあって、それぞれ講師として活躍したりですとか、いろいろなその後のそれぞれの地域とのつながりということも、オール北海道という意味で考えれば、そういうところを退任時に紹介してあげるとは大事なことになるかとは思いますが、お願いしたいのと、もう砂川版のOG、OB会というものもあってもいいのではないかと考えるのです。そういったものがあれば、こういうときはどうしていたとか、過去にそれ一回俺やったけれども、難しかったよとか、でもこうやったらうまくいくかもしれないよとか、そういったものの連続性みたいなものもすごく大事なかと。もちろん参加、不参加は任意の部分はあるかもしれないのですけれども、そういったことをやっていくことで、せっかく砂川に3年近く皆さん住んでいただいて、いわゆる交流人口の最たる人たちなわけなので、そういう人たちと継続して地域と関わっていただくということは、いろいろな意味で今後においてもすごく大事なことかと思えますし、今みたいな引継ぎ業務もそういった、例えばグループラインですとか、ラインワークスでもいいのですけれども、そういった媒体を使いながら相談ができるような場所ということがあるだけでも、隊員は今後困らずに、こういうことをやろうとするのだけれどもとか、いろいろな方たちに相談する場としてあってもいいのかという気はするのですけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 今議員さんおっしゃられたように、砂川市内に残られた方のOB会、OG会というのは現在ございません。ただ、OB、OGになられても、退任後市内に住まわれていない場合でも相談とか連絡があれば、そのとき私どもは対応しておりますし、また退任するときにそういったOB会、OG会を持ちたいかと、そういう情報共有の機会を希望するかというところも確認をしておりますので、この部分についてはそれぞれ退任される方の考え方もあろうかと思えますので、今おっしゃられている市内に住まわれている方、また今現時点で協力隊の隊員の方の意見なども伺えるようにして、そういうのが必要だということであれば、そのときに検討してまいりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 もちろん本人たちがそういうものが必要かどうかという判断もあるかもしれないのですけれども、砂川市にとってみたら財産だと思うのです、そういった関係人口という人たちは。例えば移住、定住でいうと、とにかくいろいろな人とメールの交換

をして、砂川の情報をばんばん流して、砂川に興味、関心を持っていただく関係人口を継続していくことによって、いつかは移住、定住につながるのではないかとやっていますけれども、地域おこし協力隊の皆様なんていうのはもう既に一回住んだことのある経験者なわけではないですか。そういった人たちに今砂川はこういうことが行われているよだとか、そういったことも情報として出してもいいし、イベントがあったときに、遊びに来てくれる可能性もすごく高い人たちもいるわけではないですか、今砂川にいなくても。それでいて、隊員の困り事相談みたいなことにも乗っていただけたら、それはもう一番我々砂川にとって、もちろん商工の……商工の皆さんも人は代わるわけですから、昔どんなことをやられていたかと目を見ていた人と話で聞いた人とでは受け方も違うわけですし、そこは実際に行っていた隊員同士の方たちがコミュニケーションを取るといのは何ら不思議なことでもないと思うのです。もちろんいろいろな方がいらっしゃいますから、連絡とかはいいですという人ももちろん中にいるかもしれないですよ。だけれども、それは卒業生が100人も200人もいるわけではないのですから、その辺りはこういうことをやろうと思っているのだけれどもという話はしてもいいのかという気はしますので、その辺につきましては今後のS u B A C oの安定的な運営、円滑な運営に資する部分もあるかと思しますので、前向きに検討していただきたいと思います。

質問を終わります。

◎延会宣告

○議長 水島美喜子君 本日はこれで延会いたします。

延会 午後 3時11分